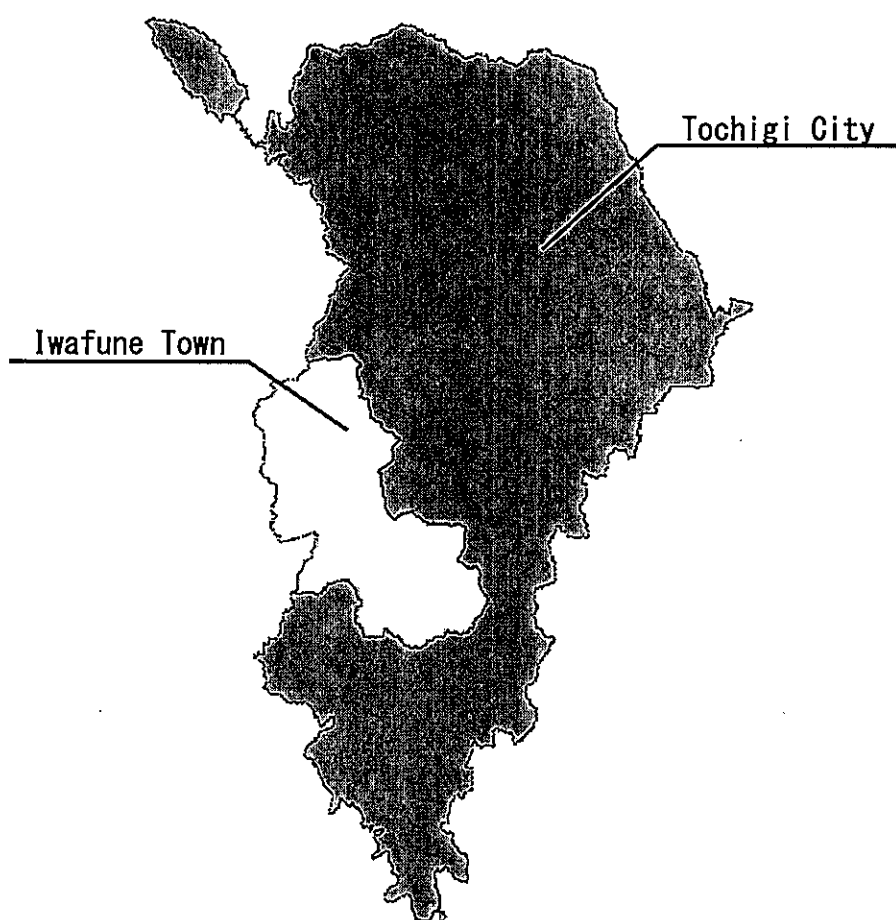


第10回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ③



日時：平成25年1月17日（木）午前10時00分

会場：栃木市大平総合支所 大会議室

目 次

合併協定項目以外の主な調整方針について（上下水道部会）

B ランク P 1

C ランク P 2 1

合併協定項目以外の主な調整方針について（教育部会）

B ランク P 4 9

C ランク P 6 3

合併協定項目以外の主な調整方針について

【協 議】

Bランク

(上下水道部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

１．現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名	岩舟町	
	事務事業番号		
1	地方公営企業会計に 関すること	地方公営企業会計法のもと、水道事業会計規程に基づき事務 を遂行。	現行のとおりとす る。
2	企業会計システムに 関すること	経理事務については、伝票処理、日計処理を行うことにより、 集計及び決算整理を含めた各資料の作成等、事務の効率化を図 る。 処理内容：伝票処理、日計処理、支払処理、月次処理、予算編 成処理、決算処理を行う。	現行のとおりとす る。
3	会計・企業債・工事 に関すること（収 入・支出の審査）	収入支出の審査 ①収入、②支出、③現金・預金 工事について ①工事契約時、②工事完了時 企業債について 企業債台帳と照合、収入及び支出の手續きに 誤りがないか審査	現行のとおりとす る。
4	企業債、補助金の申 請に関すること	企業債、補助金 企業債、国庫補助金、県費補助金、一般会計から補助金	現行のとおりとす る。
5	企業管理規程の制定 及び改廃に関するこ と	起案は、水道課で行う。 例規審査委員会で内容の確認、議会の議決、規則は庁議後、 市長の決裁。例規集整理は、総務課で行う。	現行のとおりとす る。
6	告示及び訓令に関す ること	栃木市例規審査資料作成要領による。制定、改廃は市民に公 開。 市庁舎前掲示板 公示には、市長決裁後、種類、番号、交付年月日を記入して、 告示する。	現行のとおりとす る。

栃本市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃本市	岩舟町	
7	現金及び有価証券の出納及び保管並びに資金の運用に関すること	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は収納金引換票とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・現金受払日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・私伝票作成、支払日の1営業前日までに送付、納入通知書を支払日3日前送付、支払合計金額の小切手により出金 預かり有価証券 ・預かり有価証券、担保金の受け入れ預り証交付、還付預り証返付、保管 現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成	収納事務 ・料金等納付された現金(小切手)は収納金引換票とともに日計口座に入金 ・出納、納入金融機関が収納した現金は出納取扱金融機関を経由し日計口座に入金 ・収納金の消し込み ・現金受払日計表と預金口座の残高照合 支払事務 ・私伝票作成、支払日の1営業前日までに送付、納入通知書を支払日3日前送付、支払合計金額の小切手により出金 預かり有価証券 ・預かり有価証券、担保金の受け入れ預り証交付、還付預り証返付、保管 現金出納検査資料 ・毎月末出納検査資料作成	現行のとおりとする。
	14			
8	経理及び業務状況に関すること	経理状況：経理状況報告書を栃本市長へ提出 翌月中旬 提出書類 試算表及び資金予算表 業務状況 ・業務状況報告（上半期分、下半期分）を栃本市長へ提出 上半期分 1 1月中旬 下半期分 5月中旬 ・報告内容 上半期分 事業の概要、経理の概況、前年度決算の状況、当年度予算執行状況 下半期分 事業の概要、経理の概況、翌年度予算編成方針とその概要、当年度予算執行状況	経理状況：経理状況報告書を岩舟町長へ提出 翌月中旬 提出書類 試算表及び資金予算表 業務状況 ・業務状況報告（上半期分、下半期分）を岩舟町長へ提出 上半期分 1 1月中旬 下半期分 5月中旬 ・報告内容 上半期分 事業の概要、経理の概況、前年度決算の状況、当年度予算執行状況 下半期分 事業の概要、経理の概況、翌年度予算編成方針とその概要、当年度予算執行状況	現行のとおりとする。
	49			
9	工事負担金等の調定及び納入通知書の発行に関すること	・概要 下水道事業、県事業及び他事業から依頼されて行う給・配水管の布設替え及び移設等の工事に伴い、工事の負担金を請求するための手続き。 ・事務手続き 納入通知書を発行すると同時に調定書へ調定金額を記入し決裁を受ける。	・概要 下水道事業、県事業及び他事業から依頼されて行う給・配水管の布設替え及び移設等の工事に伴い、工事の負担金を請求するための手続き。 ・事務手続き 納入通知書を発行すると同時に調定書へ調定金額を記入し決裁を受ける。	現行のとおりとする。
	57			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂラング）

上下水道部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
10	工事負担金等の未収金の管理に関するこ と	工事負担金に未納があった場合、電話等で納入の催促をする。	工事負担金に未納があった場合、電話等で納入の催促をする。	現行のとおりとする。	
	5 8				
11	自家用発電機の維持・管理に関するこ と	保安管理業務委託による毎月点検。	保安管理業務委託による毎月点検。	現行のとおりとする。	
	9 9				
12	外部要因の折衝及び立会いに関するこ と	打合せ、協議し、現地立会い。	打合せ、協議し、現地立会い。	現行のとおりとする。	
	1 1 1				
13	送配水量等の管理に 関すること	取水・配水量のデータ管理	取水・配水量のデータ管理	現行のとおりとする。	
	1 2 8				
14	薬品類の管理に関するこ と（水処理及び塩素滅菌の操作を含む）	次亜塩素酸ナトリウム等の購入管理については、市が一括購入し、施設管理業者が管理 薬品室施設管理（業務委託）	次亜塩素酸ナトリウム等の購入管理については、町が購入し、施設管理業者が管理 薬品室施設管理（業務委託）	現行のとおりとする。	
	1 2 9、1 3 4				
15	工事負担金（給水工事）等の未収金の管理に関するこ と	未収金を把握し、電話通知等で催促する。	未収金を把握し、電話通知等で催促する。	現行のとおりとする。	
	1 4 9、1 5 4				
16	企業債、補助事業の設計・施工管理に関するこ と	工事の計画立案：補助金申請 企業債：設計、施工、監督	工事の計画立案：補助金申請 企業債：設計、施工、監督	現行のとおりとする。	
	1 6 1				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
17	固定資産管理に関すること 1 6 2	固定資産管理システムにより、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況等を管理する。	固定資産管理システムにより、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況等を管理する。	現行のとおりとする。
18	農業集落排水事業計画に関すること 9 3	事業の目的：農振地域を対象とし、市が整備計画を策定し、事業主体が事業計画を策定する。 事務概要：①整備計画と資源循環計画 要整備量の把握（人口、戸数、集落数、事業費）、計画構想図の作成、汚泥の循環利用に関する計画、処理水の循環促進に関する計画 ②事業計画 事業計画区域の設定、計画法放流水の水質、事業費の設定、維持管理主体の決定、計画平面図の作成→採択→基本設計→実施設計 今現在新規の計画なし	該当なし	農業集落排水事業計画に関することについては、岩舟町では農業集落排水事業を行っていないため、現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	事業名 事務事業番号	岩舟町	
1	予算・決算に関する こと	(予算) ・ 予算編成時期 10月上旬 ・ 予算要求提出 11月上旬 ・ 予算内示 1月上旬 ・ 予算資料印刷 1月下旬 ・ 議会議決 3月議会 ・ 決算書、資料 4月上旬 (決算)	栃木市の例により合併時に統合する。
	13		
2	出納及び収収取汲金 融機関に関すること	契約締結 ・ 出納・収収取汲金融機関との締結 ・ 口座振替水道料金収納事務契約締結 ・ 口座振替収納事務覚書締結 担保保管 ・ 出納取汲金融機関 登録社債担保権登録済証（100万円） 取納手数料 ・ 支払 年2回 9月、3月 ゆうちよ銀行口座振替分ごと ・ 金額 口座振替 1件10円（税抜）（ゆうちよ銀行は税込、栃 足利銀行は無償）、一般納付 1件4円（税抜） 取汲金融機関 ・ 出納取汲金融機関 栃足利銀行 栃木支店 ・ 収収取汲金融機関 栃足利銀行 本・支店 栃みずほ銀行本・支店、 栃栃木銀行本・支店、 足利小山信用金庫本・支店、 鹿沼相互信用金庫本・支店、 上野農業協同組合本・支店、 中央労働金庫本・支店 ゆうちよ銀行 取汲金融機関 ・ 出納取汲金融機関 栃足利銀行 岩舟支店 ・ 収収取汲金融機関 栃足利銀行 本・支店、 三井住友銀行本・支店、 栃栃木銀行本・支店、 佐野信用金庫本・支店、 下野農業協同組合本・支店、 ゆうちよ銀行 取汲金融機関 ・ 出納取汲金融機関 栃足利銀行 岩舟支店 ・ 収収取汲金融機関 栃足利銀行 本・支店、 三井住友銀行本・支店、 栃栃木銀行本・支店、 佐野信用金庫本・支店、 下野農業協同組合本・支店、 ゆうちよ銀行	栃木市の例により合併時に統合する。ただし、収収取汲金融機関は、すべて存続。
	16		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3	貯蔵品管理に関する こと	貯蔵品の出納・保管 事務手順：①貯蔵品購入、②入庫、③出庫、 ④監査委員事務局に依頼し実地棚卸 各地域ごとに保管管理	貯蔵品の出納・保管 事務手順：①貯蔵品購入、②入庫、③出庫、 ④その他 ・貯蔵品出納簿 ア) 受け入れ、イ) 払い出し ・実地棚卸 ・保管	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2			
4	予算の実施計画及び 資金計画その他の財政 計画に関すること	事務事業評価に基づき、翌年度及び翌々年度の予算実施方針 を作成する。また、今後の事業予定、起債の償還予定額、減価 償却費等を勘案し、資金の適正な調達・運用を図るために資金 計画及び財政計画を作成する。	今後の事業予定、起債の償還予定額、減価償却費等を勘案し、 資金の適正な調達・運用を図るために資金計画及び財政計画を 作成する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 8			
5	不納欠損処分に関す ること	〔概要〕未収の水道料金の時効に伴う不納欠損の処分を行う。 〔内容〕必要に応じて欠損処分を行う。 起算日・・・督促状納期限後の月末から５年後 水道料金システムで処理する。 不納欠損候補者のリストを下水道課へ送付する。 事務手続き ①過年度損益修正損として、予定額を予算に計上する。 ②年度末に、不納欠損リストを作成し、内容・金額等を確認の 上、管理者の決裁を受ける。 ③起算日・・・請求することができる日の月末から５年後 水道料金システムで処理する。 ④不納欠損者リストにより簿外管理する。	〔概要〕未収の水道料金の時効に伴う不納欠損の処分を行う。 〔内容〕必要に応じて欠損処分を行う。 起算日・・・督促状納期限後の月末から２年後 水道料金システムで処理する。 不納欠損のリストを下水道担当へ送付する。 事務手続き ①過年度損益修正損として、予定額を予算に計上する。 ②年度末に、不納欠損リストを作成し、内容・金額等を確認の 上、管理者の決裁を受ける。 ③起算日・・・請求することができる日の月末から２年後 水道料金システムで処理する。 ④不納欠損者リストにより簿外管理する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 3			
6	寄付財産（私有管） 調査・受付に関する こと	給水装置工事の設計申請及び開発行為の際、消火栓及び７５ ミリメートル以上を配水管、５０ミリメートル以下を給水管と して、維持管理上寄付が必要と認められる場合寄付の指導をす る。 寄付については、工事申込者より給水施設計画協議申請書を 提出してもらい、受付及び審査を給水チームで行う。	給水装置工事の設計申請及び開発行為の際、消火栓及び５０ ミリメートル以上を配水管、４０ミリメートル以下を給水管と して、寄付の指導をする。 寄付については、工事申込者より寄付受入れ協議書及び委任 状を提出してもらい、受付及び審査を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
7	事務事業名 事務事業番号 受託工事の設計、監督に関すること 100	〔内容〕 ・県、下水道課他事業による受託工事を行う場合の設計、施工、監督業務は配水管整備と同様。 ・工事竣工後、負担金の算定をし、請求する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	水道施設整備事業の計画、設計、施工、監督に関すること 105、138、168	〔内容〕 1. 拡張事業 ・拡張工事の計画 ・配水管、施設の設計、施工、監督業務 2. 上水道整備事業 ・老朽管更新事業 ・他事業に伴う配水管復旧・移設工事（下水道事業・県事業・区画整理事業等） 上記工事の設計、施工、監督業務 ・今後の計画については、水道事業総合計画を策定	栃木市の例により合併時に統合する。
9	配水施設等の工事の起工及び精算に関すること 106、137	工事の起工 ・設計完了後に管理者の決裁を受け、契約検査課に入札依頼し決定業者と契約。 ・随意契約は、見積り徴収業者を管理者の決裁を受け、見積り徴収後、決定業者と契約 工事の精算 ・工事竣工後、必要書類を添付して契約検査課へ提出し、検査を受け、検査証明書等関係書類を添付し審査のうえ支払う。また、負担金等の請求は、管理者の決裁を受け調定後、請求書と納付書を相手方に送付。 ・工事清算書の作成 年度末に固定資産取得一覧を作成し、担当に引き継ぐ	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
10	工事に伴う補償に関する すること	外部要因により、上下水道施設の移設等を行う場合、負担金に 関する取扱要綱に基づき原因者に負担金等を請求する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 0 7		
11	他事業に伴う配水管 整備の設計、施工及 び監督に関すること	設計、監督 工事竣工後、負担金算定、請求	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2 0、1 2 1		
12	貯蔵品管理（量水器） に関すること	〔目的〕貯蔵品（量水器）の出納・保管 事務手順 1. 量水器購入 水道課長決裁を経た物品の購入の支出伝票に基づいて、貯蔵品を購 入する。 2. 入庫 物品が納品され次第、担当職員による検収を行い、入庫とする。 3. 出庫 出庫伝票の発行をもって出庫とする。 4. その他 (1) 貯蔵品出納簿 出庫に基づき貯蔵品の出納を記録する。 ア) 受け入れ 取得価格をもって、資産価値を表す。 イ) 払い出し 出庫価格は、先入れ先出し法によって算出する。 (2) 貯蔵品出納簿 毎月末日現在の貯蔵品出納簿を作成する。 (3) 実地棚卸 年 1 回 (4) 保管 役場庁舎水道課倉庫に保管	栃木市の例により合 併時に統合する。
	6 7、1 4 4	〔目的〕貯蔵品（量水器）の出納・保管 事務手順 1. 量水器購入 水道課長決裁を経た物品の購入の購入に基いて、貯蔵品を購入する。 2. 入庫 物品が納品され次第、担当職員による検収を行い、入庫伝票の発行 をもって入庫とする。 3. 出庫 出庫伝票の発行をもって出庫とする。 4. その他 (1) 貯蔵品出納簿 貯蔵品管理システムにおいて入出庫伝票に基づき貯蔵品の出納を記 録する。 ア) 受け入れ 取得価格をもって、資産価値を表す。 イ) 払い出し 出庫価格は、先入れ先出し法によって算出する。 (2) 貯蔵品出納簿 毎月末日現在の貯蔵品出納簿を作成する。 (3) 実地棚卸 毎事業年度 2 回、上期（4 月上旬）及び下期（1 0 月上旬）に 監査 事務局員による実地棚卸を行う。 (4) 保管 栃木：水道庁舎内資材倉庫に保管 大平：大平総合支所内に保管 藤岡：大平総合支所内及び水源地に保管 都賀：西方総合支所内に保管 西方：西方総合支所内に保管	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	貯蔵品管理システム に関する事	〔目的〕 貯蔵品管理について、入出庫情報等を入力することにより、各貯蔵品の状況を把握・管理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 伝票処理 購入伺い、入庫伝票、出庫伝票等 月次処理 棚卸購入計画整理簿、貯蔵品出納簿の作成 月次処理 棚卸表の作成（実地棚卸時）、貯蔵品残高一覧の作成 ※栃木：栃TKC 大平：栃KCS 藤岡：栃両毛システムズ 都賀：栃TKC	〔目的〕 貯蔵品管理について、入出庫情報等を入力することにより、各貯蔵品の状況を把握・管理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 伝票処理 購入伺い、入庫伝票、出庫伝票等 月次処理 棚卸購入計画整理簿、貯蔵品出納簿の作成 月次処理 棚卸表の作成（実地棚卸時）、貯蔵品残高一覧の作成 ※栃TKC	平成25年度中に導入予定の栃木市のシステムに、合併時に統合する。
	165			
14	起債管理システムに関する事	〔目的〕 企業債管理について、起債情報を入力することにより、財政計画等の各参考資料の作成等を迅速に処理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 起債情報、企業債台帳の作成、各種償還一覧表の作成 ※栃ぎょうせいのシステム	〔目的〕 企業債管理について、起債情報を入力することにより、財政計画等の各参考資料の作成等を迅速に処理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 起債情報、企業債台帳の作成、各種償還一覧表の作成 ※栃TKCのシステム	栃木市の例により合併時に統合する。
	166			
15	固定資産管理システムに関する事	〔目的〕 資産管理について、資産情報を入力することにより、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況を管理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 固定資産台帳作成により、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況を管理する。 ・固定資産ごとの台帳管理を行う。 資産情報・償却情報の入力、除却情報の入力、固定資産台帳の出力 ・固定資産明細書の出力 ・その他各種集計表の出力 ※栃木：栃TKC 大平：栃KCS 藤岡：栃両毛システムズ 都賀：栃TKC	〔目的〕 資産管理について、資産情報を入力することにより、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況を管理し、事務の効率化を図る。 〔処理内容〕 固定資産台帳作成により、資産の取得及び除却並びに減価償却の状況を管理する。 ・固定資産ごとの台帳管理を行う。 資産情報・償却情報の入力、除却情報の入力、固定資産台帳の出力 ・固定資産明細書の出力 ・その他各種集計表の出力 ※栃TKCのシステム	平成25年度中に導入予定の栃木市のシステムに、合併時に統合する。
	167			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

3. 栃木市の例により、合併後に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	水道料金システムに 関すること（システ ム開発を含む）	【目的】 検針から調定、収納に至る一連の業務について電算処理し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 【内容】 【栃木地域】 照合処理、開閉栓処理、検針調定処理、収納処理、消込処理、口座振替処理、コンビニデータ取り込み処理、未納・誤納整理、不納欠損処理、メーター管理処理、統計表作成 【藤岡地域】 収納処理、消込処理、口座振替処理、還付・充当処理、コンビニデータ取り込み処理、未納・誤納整理、不納欠損処理、メーター管理処理、統計表作成 【都賀地域】 収納処理、消込処理、口座振替処理、コンビニデータ取り込み処理、未納・誤納整理、不納欠損処理、メーター管理処理、統計表作成 【西方地域】 異動処理、照合処理、検針処理、調定収納処理、口座納付書消込処理、メーター管理処理	【目的】 検針から調定、収納に至る一連の業務について電算処理し、業務の効率化と町民サービスの向上を図る。 【内容】 照合処理、開閉栓処理、検針調定処理、収納処理、消込処理、口座振替処理、還付・充当処理、コンビニデータ取り込み処理、未納・誤納整理、不納欠損処理、メーター管理処理、統計表作成	平成25年度中に導入予定の栃木市のシステムに、合併後、統合する。
	7 4			
2	水道施設の調査研究 に関すること	管路の調査研究 【栃木地域】・マッピング機能を利用し、老朽管の数量、更新計画策定に活用する。 ・管網解析により、配水管布設計画策定 ・ブロックごとの水圧分布図を作成する。 【大平地域】・管網解析により、配水管布設計画策定 【藤岡地域】・管網解析により、配水管布設計画策定 ・ブロックごとの水圧分布図の作成 ・施設の更新計画に活用する。 【都賀・西方地域】・マッピング機能を利用し、老朽管数量、更新計画策定に活用する。 ・管網解析により、配水管布設計画策定 ・施設の更新計画に活用する。	管路の調査研究 ・マッピング機能を利用し、老朽管数量、更新計画策定に活用する。 ・施設の更新計画に活用する。	栃木市の例により合併後に統合する。
	1 2 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3	水道施設情報管理システムに係る管路情報の収集及び図面整理、保管に関すること	【栃木地域】竣工図書の整理保存、配管網図の記入及びマッピングデータの作成 【大平地域】竣工図書の整理保存、マッピングデータの作成 【藤岡・都賀・西方地域】竣工図書の整理保存、配管網図の記入修正	・竣工図書の整理保存 ・マッピングデータの作成	栃木市の例により合併後に統合する。
	1 2 3、1 2 4			
4	水道監視制御システムに関すること	【目的】栃木地域内の効率的な水運用を行うため、適正な水処理及び配水の各施設の運転操作及び監視を行うもの 【概要】【栃木・藤岡・都賀・西方地域】中央監視システム、遠方監視システム 【大平地域】中央監視システム 上記システムによる各施設の運転操作及び監視については、一括業務委託（H24～H26）	【目的】岩舟町内の効率的な水運用を行うため、適正な水処理及び配水の各施設の監視を行うもの 【概要】遠方監視システム 各施設の運転操作及び監視については、業務委託（H24～H26）	栃木市の例により合併後に統合する。
	1 2 6			
5	浄水施設等の維持管理（突発的事故対応含む）に関すること	施設 【栃木地域】浄水場 菌部浄水場、川原田浄水場、大塚浄水場、大宮浄水場 水源 菌部浄水場系 6 本、川原田浄水場 3 本、大塚浄水場 5 本 その他施設 【大平地域】水源、浄水場 川連水源 3 本、蔵井横堀水源 4 本、上高島水源 1 本 その他施設 【藤岡地域】浄水場 第 1 浄水場、第 2 浄水場、第 3 浄水場 水源 第 1 浄水場 4 本、第 2 浄水場系 3 本、第 3 浄水場系 2 本 その他施設 【都賀地域】浄水場 都賀第 1 浄水場、都賀第 2 浄水場 水源 浄水場系 5 本 その他施設 【西方地域】浄水場 第 1 浄水場、第 2 浄水場、第 3 浄水場 水源 第 1 浄水場 2 本、第 3 浄水場系 1 本 その他施設 上記施設の維持管理については、一括業務委託（H24～H26） 浄水場 週 3 回点検 その他の施設週 1 回点検を基本 突発的事故対応業務を含む	施設 浄水場 第 1 浄水場、第 2 浄水場 水源 第 1 浄水場系 3 本、第 2 浄水場系 2 本 その他施設 上記施設の維持管理については、業務委託（H24～H26） 浄水場 週 2 回点検 その他の施設 週 1 回点検 突発的事故対応業務を含む	栃木市の例により合併後に統合する。
	6、1 2 7、1 3 2、1 3 3、9 8、1 5 5、1 5 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
6	「水道事業ガイドライン」業務指標(PI)に関すること	水道事業計画素案の中で作成	栃木市の例により合併後に統合する。
	1 6 9		
7	下水道事業基本計画に関すること	〔事業の目的〕 雨水の排除、居住環境の改善、公共用水域の水質改善を目的に、基本計画を作成する。 〔事務概要〕 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成 〔事業内容〕 1. 巴波川流域下水道【栃木・大平・都賀・西方地域】 ①下水道の種類→流域関連公共下水道 ②計画目標年次→平成 38 年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →巴波川処理区 ⑤下水道基本計画の作成→平成 24 年 3 月 2. 渡良瀬川下流域下水道【大平、藤岡地域】 ①下水道の種類→流域関連公共下水道 ②計画目標年次→平成 27 年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →大岩藤処理区 ⑤下水道基本計画の作成→昭和 63 年 3 月	〔事業の目的〕 雨水の排除、居住環境の改善、公共用水域の水質改善を目的に、基本計画を作成する。 〔事務概要〕 ①公共下水道の基本計画構想・調査・予測・調整・計画 ②関連計画・法令との調整 ③基本計画・施設計画資料作成 〔事業内容〕 1. 渡良瀬川下流域下水道（大岩藤処理区） ①下水道の種類→流域関連公共下水道 ②計画目標年次→平成 27 年度 ③下水道排除方式 →分流 ④処理区 →大岩藤処理区 ⑤下水道基本計画の作成→昭和 63 年 3 月
	3 2		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	調整内容
		栃木市	岩舟町
		事業の目的 効率的な下水道整備を行い、公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の改善を行うことで、健康的で文 化的な都市を形成することを目的とし、公共下水道基本計画内の汚水幹線の整備を推進するため、国庫補 助の事業採択に向け関係する機関との協議調整をする。	〔事業の目的〕 効率的な下水道整備を行 い、公共用水域の水質汚 濁防止及び生活環境の改 善を行うことで、健康的 で文化的な都市を形成す ることを目的とし、公共 下水道基本計画内の汚水 幹線の整備を推進するた め、国庫補助の事業採択 に向け関係する機関との 協議調整をする。 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 54 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区
	下水道事業認可（汚 水）に関すること	栃木地域 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 53 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 3 月 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区	〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 55 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区
		大平地域 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道（渡良瀬川下 流）・（巴波川） ②初認可取得年→平成 20 年（渡良瀬川下流）・平成 13 年（巴波川） ③最終認可取得年→平成 20 年（渡良瀬川下流）・平 成 24 年（巴波川） ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→平成 28 年度（巴波川）、26 年度（渡 良瀬川下流） ⑥下水道排除方式→分流 ⑦処理区→第 1 処理区分 ～第 3 処理区分（渡良瀬川 下流（大岩藤処理区）） 大平処理区分（巴波川） ⑦汚水計画面積 ア第 1 処理区分→206.3ha イ第 2 処理区分→141.8ha ウ第 3 処理区分→90.6ha エ大平処理区分→2.5ha ⑧計画人口 ア第 1 処理区分→6,490 人 イ第 2 処理区分→5,880 人 ウ第 3 処理区分→3,790 人 エ大平処理区分→110 人 ⑨計画汚水量 ア第 1 処理区分→ 3,829m ³ /日 イ第 2 処理区分→ 3,469m ³ /日 ウ第 3 処理区分→ 2,236m ³ /日 エ大平処理区分→60m ³ /日	〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道（渡良瀬川下 流） ②初認可取得年→昭和 63 年 ③最終認可取得年→平成 20 年 ④計画目標年次→平成 26 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→渡良瀬川下流 （大岩藤処理区） ⑦汚水計画面積 ア第 1 処理区分 14.2ha イ第 2 処理区分 50.0ha ウ第 3 処理区分 144.5ha エ第 4 処理区分 99.4ha オ第 5 処理区分 37.7ha カ第 6 処理区分 29.3ha キ第 7 処理区分 375.1ha ク藤岡町全体 ⑧計画人口 ア第 1 処理区分 250 人 イ第 2 処理区分 3,870 人 ウ第 3 処理区分 1,980 人 エ第 4 処理区分 1,500 人 オ第 5 処理区分 950 人 カ第 6 処理区分 680 人 キ第 7 処理区分 9,210 人 ク藤岡町全体 9,210 人 ⑨計画汚水量（日最大） ア第 1 処理区分 3,829m ³ /日 イ第 2 処理区分 3,469m ³ /日 ウ第 3 処理区分 2,236m ³ /日 エ大平処理区分→60m ³ /日
		藤岡地域 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道（渡良瀬川下 流） ②初認可取得年→昭和 63 年 ③最終認可取得年→平成 20 年 ④計画目標年次→平成 26 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→渡良瀬川下流 （大岩藤処理区） ⑦汚水計画面積 ア第 1 処理区分 14.2ha イ第 2 処理区分 50.0ha ウ第 3 処理区分 144.5ha エ第 4 処理区分 99.4ha オ第 5 処理区分 37.7ha カ第 6 処理区分 29.3ha キ第 7 処理区分 375.1ha ク藤岡町全体 ⑧計画人口 ア第 1 処理区分 250 人 イ第 2 処理区分 3,870 人 ウ第 3 処理区分 1,980 人 エ第 4 処理区分 1,500 人 オ第 5 処理区分 950 人 カ第 6 処理区分 680 人 キ第 7 処理区分 9,210 人 ク藤岡町全体 9,210 人 ⑨計画汚水量（日最大） ア第 1 処理区分 3,829m ³ /日 イ第 2 処理区分 3,469m ³ /日 ウ第 3 処理区分 2,236m ³ /日 エ大平処理区分→60m ³ /日	〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 54 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区
		都賀地域 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 54 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区	〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 55 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区
		西方地域 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 55 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区	〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 55 年 ③最終認可取得年→平成 24 年 ④計画目標年次→平成 28 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→巴波川処理区
			〔事業の目的〕 効率的な下水道整備を行 い、公共用水域の水質汚 濁防止及び生活環境の改 善を行うことで、健康的 で文化的な都市を形成す ることを目的とし、公共 下水道基本計画内の汚水 幹線の整備を推進するた め、国庫補助の事業採択 に向け関係する機関との 協議調整をする。 〔事業の概要〕 ①下水道の種類→流域関 連公共下水道 ②初認可取得年→昭和 63 年 ③最終認可取得年→平成 21 年度 ④計画目標年次→平成 26 年度 ⑤下水道排除方式→分流 ⑥処理区→渡良瀬川下流 （大岩藤処理区） ⑦汚水計画面積 ア第 1 処理区分 105.1ha イ第 2 処理区分 13.2ha ウ第 3 処理区分 200.9ha エ第 4 処理区分 40.1ha オ第 5 処理区分 359.3ha カ第 6 処理区分 359.3ha キ第 7 処理区分 359.3ha ク岩舟町全体 ⑧計画人口 ア第 1 処理区分 2,220 人 イ第 2 処理区分 5,160 人 ウ第 3 処理区分 170 人 エ第 4 処理区分 670 人 オ第 5 処理区分 8,220 人 カ第 6 処理区分 8,220 人 キ第 7 処理区分 8,220 人 ク岩舟町全体 8,220 人 ⑨計画汚水量（日最大） ア第 1 処理区分 2,039m ³ /日 イ第 2 処理区分 3,044m ³ /日 ウ第 3 処理区分 100m ³ /日 エ第 4 処理区分 395m ³ /日 オ第 5 処理区分 5,578m ³ /日 カ第 6 処理区分 5,578m ³ /日 キ第 7 処理区分 5,578m ³ /日 ク岩舟町全体 5,578m ³ /日
			下水道事業認可（汚 水）に関するこ と
			3 4

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
9	下水道事業認可（雨水）に関する事	【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水管渠の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。 【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成及び認可申請。 【事業内容】 ・巴波川流域下水道 最終認可取得年 平成 24 年 次期認可取得年 平成 28 年度 ・渡良瀬川下流域下水道 【大平地域】最終認可取得年 平成 20 年 次期認可取得年 平成 26 年度 現状：現認可面積 155ha、整備面積 155ha 【蔭岡地域】最終認可取得年 平成 21 年 次期認可取得年 平成 26 年度 現状：現認可面積 32ha、未整備	【事業の目的】 公共下水道基本計画内の雨水管渠の整備を推進するため、国庫補助の事業採択に向け関係機関との協議調整をする。 【事務概要】 公共下水道の調査・計画・設計等、事業計画認可資料の作成及び認可申請。 【事業内容】 ・渡良瀬川下流域下水道 現状：現認可面積 0 ha、未整備	下水道事業認可（雨水）に関することについては、現行の渡良瀬川下流域大岩藤処理区の次期認可取得年が平成 26 年度であることから、合併後栃木市の例により統合し、新栃木市として、平成 26 年度中に認可を受ける。
10	下水道事業実施計画に関する事	【事業の目的】 栃木市公共下水道基本計画（全体計画）及び栃木市公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。 【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。	【事業の目的】 岩舟町公共下水道基本計画（全体計画）及び岩舟町公共下水道事業計画（認可）に基づき公共下水道の普及促進計画を図る。 【事業の概要】 下水道法・下水道整備緊急措置法により定めた事業の実施・目標・事業量に対し、下水道施設（管渠・ポンプ等）の設置・増設・改築を行う。	下水道事業実施計画に関することについては、合併後栃木市の例により統合する。

4. 合併時に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	水道施設の新設・改良・更新計画に関する事	水道施設の新設・改良・更新計画原案（水道事業計画）を、資金計画及び経営計画に基づき、実施に向け検討する。	水道施設の新設・改良・更新計画原案（水道事業総合計画）を、資金計画及び経営計画に基づき、実施に向け検討する。	合併時に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

5. 合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	岩舟町	
1	事務事業番号	第2次拡張事業 H6年度～H11年度 計画事業費 22.16億円 計画給水人口 2.1万人 計画給水面積 46.69km ² 日最大給水量 12,700 m ³	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	事業認可の内容、調整に関すること	【栃木地域】第4次拡張事業 H22年度～H27年度 計画事業費 30億円 計画給水人口 7.86万人 計画給水面積 85.97km² 日最大給水量 33,900 m³ 【大平地域】第9次拡張事業 H16年度～H24年度 計画事業費 7.5億円 計画給水人口 3.04万人 計画給水面積 38.94km² 日最大給水量 16,600 m³ 【藤岡地域】第4次拡張事業 H14年度～H27年度 計画事業費 29.61億円 計画給水人口 2.1万人 計画給水面積 31.89km² 日最大給水量 10,000 m³ 【都賀地域】第1次拡張事業 H22年度～H30年度 計画事業費 5.95億円 計画給水人口 1.3万人 計画給水面積 28.92km² 日最大給水量 6,800 m³ 【西方地域】創設 H2年度～H11年度 計画事業費 9.79億円 計画給水人口 0.8万人 計画給水面積 14.32km² 日最大給水量 4,060 m³	
2	検針に関すること （委託・直営）	【目的】使用水量を計量し、その使用水量に応じた料金を徴収する。 【概要】すべての徴収事務委託業者による検針。（NWT） 【栃木地域】地域を東西の2地区に分け、東部地区を偶数月、西部地区を奇数月に検針する。 【大平地域】偶数月検針地区と奇数月検針地区がある。 【都賀地域】地域を2地区に分け、偶数月検針地区と奇数月検針地区がある。 ・検針結果を審査し、問題があるものについて各種調査を行う。 ・調定・認定変更に関する事務処理を行う。	市町間に差異があるため、現行のとおりで新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
	86	【目的】使用水量を計量し、その使用水量に応じた料金を徴収する。 【概要】すべての徴収事務委託業者による検針。（NWT） 地域を2地区に分け、偶数月検針地区と奇数月検針地区がある。 ・検針結果を審査し、問題があるものについて各種調査を行う。 ・調定・認定変更に関する事務処理を行う。	

上下水道部会
栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
3	用途種別の決定に関すること	【目的】使用者の使用実態に即した料金を賦課するため 【概要】用途別料金体系（メーター使用料については、口径別とする） 【栃木地域】 家事用・・・一般家事に使用するもの 営業用・・・各種の営業または、職業用に使用するもの 官公署学校用・・・官公署・学校・病院等に使用するもの 工業用・・・会社、工場等で多量に使用するもの 臨時用・・・工事等期間を定め臨時に使用するもの 【藤岡地域】 一般用・・・一般家事に使用するもの 官公署用・・・官公署・学校に使用するもの 工業用・・・会社、工場等で多量に使用するもの 臨時用・・・工事その他臨時に使用するもの 【都賀・西方地域】 家事用・・・家庭で家事用水として使用するもの、及び次の各号に属さないもの 営業用・・・各種の営業又は、職業用として使用するもの 団体用・・・官公署・学校等の団体に使用するもの 臨時用・・・工事その他臨時に使用するもの 【事務】新設時、開栓時ともに使用開始届により装置所有者の申請に基づき、用途種別を決定する。必要な場合は、装置所有者との協議による。 ※大平地域は、口径別料金の為なし	口径別料金の為なし	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	89			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現況	栃木市	岩舟町	調整内容
	下水道整備基本構想 (県生活排水処理構 想) に関するこ と		【目的】水質汚濁となる生活排水を適性に処理する生活排水処理施設を、県と連携を図りながら経済性・効率性を鑑み、また施設の事業間の連携を図り、地域の特性に応じた最も経済的な整備手法を選定し、汚水処理施設を普及する。 【概要】社会情勢の変化や、少子化・人口減少などの社会構造の変化に伴い、下水道整備基本構想が5年経過しているため、構想の見直しを行う。 【計画策定年度】平成21・22年度【栃木・大平・藤岡・都賀地域】平成21年度【西方地域】 【構想の経緯】 【栃木地域】H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。H11 栃木市下水道整備基本構想の策定。H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。H21 栃木市生活排水処理構想の策定。H22 栃木市生活排水処理構想の策定（合併後新市としての取りまとめ）。 【大平地域】H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。H13 大平町生活排水処理構想の策定。H15 大平町下水道課構想の見直し。H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。H21 大平町生活排水処理構想の策定。H22 栃木市生活排水処理構想の策定（合併後新市としての取りまとめ）。 【藤岡地域】H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。H11 藤岡町下水道整備基本構想の策定。H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。H21 藤岡町生活排水処理構想の策定。H22 栃木市生活排水処理構想の策定（合併後新市としての取りまとめ）。 【都賀地域】H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。H11 都賀町下水道整備基本構想の策定。H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。H15 農業集落排水事業の取り込みに伴う都賀町下水道整備基本構想の策定。H21 都賀町生活排水処理構想の策定。H22 栃木市生活排水処理構想の策定（合併後新市としての取りまとめ）。 【西方地域】H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。H11 西方町下水道整備基本構想の策定。H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。H21 西方町生活排水処理構想の策定。	【目的】水質汚濁となる生活排水を適性に処理する生活排水処理施設を、県と連携を図りながら経済性・効率性を鑑み、また施設の事業間の連携を図り、地域の特性に応じた最も経済的な整備手法を選定し、汚水処理施設を普及する。 【概要】社会情勢の変化や、少子化・人口減少などの社会構造の変化に伴い、下水道整備基本構想が5年経過しているため、構想の見直しを行う。 【計画策定年度】平成21・22年度 【構想の経緯】 H6 岩舟町下水道化構想の策定 H7 栃木県全県域下水道化構想の策定。 H14 岩舟町下水道化構想の見直し。 H15 栃木県生活排水処理構想の策定（栃木県全県域下水道化構想の見直し）。 H21 岩舟町生活排水処理構想の策定。	下水道整備基本構想に関することについては、次回の栃木県の生活排水処理構想の見直し（時期未定）に合わせて合併後再編を行う。
		72			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

上下水道部会

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
5	栃木市城山コミュニティセンターの維持管理に関すること	該当なし		栃木市城山コミュニティセンターの維持管理に関することについては、合併後、社会教育施設に再編する。(料金についてはAランクにて調整)
		[建設経緯] 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤処理区浄化センター建設を巡る周辺地元対策事業として旧大平町・岩舟町・旧藤岡町の3町負担金と栃木県の支援によりH14.5月竣工。社会教育施設等への再編が望ましい。 [内 容] 貸館業務については、藤岡支所地域まちづくり課に委託。その他、維持管理に関する予算は、下水道課が執行。 [使用料] 区分 使用料 9時～12時 12時～17時 17時～22時 ホール1(中) 200円 300円 400円 ホール2(小) 100円 200円 300円 和室 100円 200円 300円 調理実習室 300円 400円 600円 健康コーナー 1人1時間に付き 100円 シャワー 1人1回に付き 100円		
	117			

6. 合併時に廃止

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		現	況	
1	上水道モニターに関する事	栃木市 (栃木市上下水道事業調査委員会を含む)		岩舟町の上水道モニター制度は、廃止とする。その役割は、栃木市の上下水道事業調査委員会で引き継ぐ。
	170			
2	下水道モニターに関する事	該当なし		合併時に廃止する。
	116			

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(上下水道部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	水道技術管理者に関すること	〔目的〕 水道法第19条に基づき水道の管理については、技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を任命する。 水道技術管理者の職務：水道法19条第2項の各号に規定されている職務。	〔目的〕 水道法第19条に基づき水道の管理については、技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を任命する。 水道技術管理者の職務：水道法19条第2項の各号に規定されている職務。	現行のとおりとする。
	1			
2	水道事業の情報化の推進に関すること	〔目的〕 職員間の情報共有、情報伝達の促進、市民に対する積極的な情報公開を行える体制を構築する。 〔内容〕 ・庁内LANによる情報公開制度の整備及び情報共有、事務効率化 ・インターネット環境整備、情報提供 ・グループウェア導入による文書管理等事務の効率化	〔目的〕 職員間の情報共有、情報伝達の促進、町民に対する積極的な情報公開を行える体制を構築する。 〔内容〕 ・庁内LANによる情報公開制度の整備及び情報共有、事務効率化 ・インターネット環境整備、情報提供 ・グループウェア導入による文書管理等事務の効率化	現行のとおりとする。
	2			
3	水道事業の消費税の確定申告に関すること	納付額計算：納付額計算（決算整理時）4月上旬 ※企業会計システムで「税申告書資料」を出力 確定申告：確定申告書を税務署に提出 6月上旬 納税 6月下旬 ※9月、12月、3月に中間申告を行う。	納付額計算：納付額計算（決算整理時）4月上旬 ※企業会計システムで「税申告書資料」を出力 確定申告：確定申告書を税務署に提出 6月上旬 納税 6月下旬 ※9月、12月、3月に中間申告を行う。	現行のとおりとする。
	15			
4	財産の取得管理及び処分に関すること	・水道事業用地の購入契約に関すること ・水道事業用地の売却契約に関すること	・水道事業用地の購入契約に関すること ・水道事業用地の売却契約に関すること	現行のとおりとする。
	21、61			

栃木市・岩舟町合併協議会（ＣＲＡＮＫ）

上下水道部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	広報に関すること	- 広く市民に情報周知を行う ・広報（案）を作成し、決裁後、秘書広報課に掲載依頼（広報とちぎ） ・広報とちぎへの掲載 ・栃木ケーブルテレビへの掲載 ・栃木市水道課ホームページの掲載 ・広報車による断水等緊急連絡	- 広く町民に情報周知を行う ・広報（案）を作成し、決裁後、企画課に掲載依頼（広報いわふね） ・広報いわふねへの掲載 ・栃木ケーブルテレビへの掲載 ・岩舟町ホームページの掲載 ・広報車による断水等緊急連絡	現行のとおりとする。
	2 9			
6	部及び水道課の庶務 に関すること	- 水道課の庶務 ・課の事務連絡及び調整 ・課の庶務 ・各種文書の受付、処理、回覧、整理 ・各種照会文書の回答 ・課及び各水道事務所、チーム間のとりまとめ ・その他庶務に関すること	- 水道課の庶務 ・課の事務連絡及び調整 ・課の庶務 ・各種文書の受付、処理、回覧、整理 ・各種照会文書の回答 ・その他庶務に関すること	現行のとおりとする。
	3 5、5 3			
7	職員の安全管理及び 衛生管理に関するこ と	・作業の安全と事故防止 ・安全衛生推進者選任者1名	・作業の安全と事故防止	現行のとおりとする。
	4 1			
8	水道事業の経営の企 画及び調査研究に関 すること	・水道事業統計等による分析業務、経営、財務分析、各市と類似市の比較	・水道事業統計等による分析業務、経営、財務分析、各町と類似町の比較	現行のとおりとする。
	5 0			
9	事務改善の計画及び 調整に関すること	・各々の事務内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	・各々の事務内容、人員を考慮し効率的な体制を検討	現行のとおりとする。
	5 1			
10	不感度・ガラス破損 メーターの交換に関 すること	- 事故メーターの交換 - 不具合メーターの交換をする。 - 交換を行ったメーターに関する情報を水道料金マスターに入力する。（メーター交換入力） 納入メーターに賠償請求	- 事故メーターの交換 - 不具合メーターの交換をする。 - 交換を行ったメーターに関する情報を水道料金マスターに入力する。（メーター交換入力） 納入メーターに賠償請求	現行のとおりとする。
	6 6、6 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
事務事業名 事務事業番号	栃木市	岩舟町	
11	〔目的〕 計量法を遵守し、使用水量を正確に計量するため 〔関係事務〕 ・量水器交換業務 実際のメーター交換については、栃木市公認管工事業協同組合又は、給水装置工事指定店等と契約を締結し、業務を遂行する。（地域により委託形態が異なる） ・量水器修繕 入札依頼書等により契約検査課あて入札事務依頼を行い、決定した業者へ修繕（メーター購入）の依頼を行う。 ・通知等 メーター交換の対象となっているお客様、関係各所へ事前の連絡を行う。 ・メーター交換入力 交換が完了した箇所について、水道料金システムにより随時入力を行う。 ※事前に検定期間満了を控えているメーターの件数を集計し、実施時期・地区等について交換業者等との調整を図る。 検定満期リスト等の作成。	〔目的〕 計量法を遵守し、使用水量を正確に計量するため 〔関係事務〕 ・量水器交換業務 実際のメーター交換については、町内給水装置工事指定店に依頼し、業務を遂行する。 ・量水器修繕 見積徴収により、決定した業者へ修繕の依頼を行う。 ・通知等 メーター交換の対象となっているお客様、関係各所へ事前の連絡を行う。 ・メーター交換入力 交換が完了した箇所について、水道料金システムにより随時入力を行う。 ※事前に検定期間満了を控えているメーターの件数を集計し、実施時期・地区等について交換業者等との調整を図る。 検定満期リスト等の作成。	現行のとおりとする。 ただし、量水器修繕については、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 8、9 0		
12	納入通知書の発行に関する こと	〔内容〕 納入通知書の発行を伴うものは、次の通り（水道料金以外） ・工事審査・竣工手数料 ・給水装置工事業者指定手数料 ・他会計負担金、受託工事収益 ・その他の納入金（各種手数料、使用料、負担金等） 〔事務手順〕 随時納入通知書の発行。（水道課、各水道事務所にて発行）	現行のとおりとする。
	7 5		
13	開栓・閉栓等に関する こと	〔目的〕 適正な料金算定のため、開栓・閉栓時に量水器の指針を確認する 〔概要〕 使用開始に伴う開栓業務、中止等に伴う閉栓業務（料金徴収業務委託業者による） 〔事務手順〕 各地域対応 開閉栓受付後現地にて作業。指針の確認	現行のとおりとする。
	7 8		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
14	消火栓の新設及び点検修理に関すること	水道法の規定に基づき、消防本部等の依頼を受け行う。		現行のとおりとする。
	97			
15	水道料金、下水道使用料等の収納、還付料等及び整理に関すること	〔概要〕 水道料金、下水道使用料等は納入通知書もしくは、口座振替にて収納する。（徴収業務事務委託者による） 納入通知書での納付 収納取扱金融機関での納付 コンビニエンスストアでの納付 所窓口での納付 口座振替での収納 収納取扱金融機関に口座振替申し込みを行い、伝送にてデータを送信する。（一部FD持ち込みあり） 〔事務手順〕 各地域対応 納付制は納入通知書を送付、口座振替は引き落としデータを各金融機関へ送付 ↓ 収納後消込処理を行う ↓ 日計表（過年度・現年度・下水道預り金等の仕分け表）を作成し、市担当者へ報告 ↓ 料金、使用料等の誤過納があった場合 ↓ システム確認後、還付対象者へ連絡を取り還付方法等の確認（充当処理の場合もあり） ↓ 市担当者による還付金支払手続き・支払 下水道使用料等は、1ヶ月分の収納金を翌月21日に下水道事業会計に支払う （西方地域にあたっては、農業集落排水施設使用料も収納している）		現行のとおりとする。
	56、76、79 80、82	〔概要〕 水道料金、下水道使用料等は納入通知書もしくは、口座振替にて収納する。（徴収業務事務委託者による） 納入通知書での納付 収納取扱金融機関での納付 コンビニエンスストアでの納付 役場窓口での納付 口座振替での収納 収納取扱金融機関に口座振替申し込みを行い、伝送にてデータを送信する。（一部FD持ち込みあり） 〔事務手順〕 納付制は納入通知書を送付、口座振替は引き落としデータを各金融機関へ送付 ↓ 収納後消込処理を行う ↓ 日計表（過年度・現年度・下水道預り金等の仕分け表）を作成し、町担当者へ報告 ↓ 料金、使用料等の誤過納があった場合 ↓ システム確認後、還付対象者へ連絡を取り還付方法等の確認（充当処理の場合もあり） ↓ 町担当者による還付金支払手続き・支払 下水道使用料等は、1ヶ月分の収納金を翌月に下水道事業会計に支払う		

栃木市・岩舟町合併協議会（ＣＲＡＮＫ）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	水道料金の未収入の徴収・滞納整理に関すること	〔目的〕 未収金の回収を図るため 〔概要〕 ・給水停止に伴う滞納整理業務 ・無断転出者の調査 〔事務手順〕 各地域対応 ・滞納整理業務（徴収業務受託者） - 訪問、電話催告、給水停止等 ・無断転出者の調査 滞納者で無届転出したものについては、随時下記の方法で転出先を捜索している。 ①現地調査 ②不動産、家主への問い合わせ ③その他（住民票の調査等） これらの調査で連絡先等が判明次第、下記の方法により徴収・滞納整理業務を行っている。 電話・訪問による催促、納入通知書の発行	〔目的〕 未収金の回収を図るため 〔概要〕 ・給水停止に伴う滞納整理業務 ・無断転出者の調査 〔事務手順〕 - 滞納整理業務（徴収業務受託者） - 訪問、電話催告、給水停止等 ・無断転出者の調査 滞納者で無届転出したものについては、随時下記の方法で転出先を捜索している。 ①現地調査 ②不動産、家主への問い合わせ ③その他（住民票の調査等） これらの調査で連絡先等が判明次第、下記の方法により徴収・滞納整理業務を行っている。 電話・訪問による催促、納入通知書の発行	現行のとおりとする。
	83、84			
17	使用料金の督促状発行・催告状発行・停水予告通知書発行・給水停止処分に関すること	〔目的〕 未収金の解消を図るため 〔概要〕 徴収業務委託業者による各種通知の送付、未納付の対応等 給水停止執行は、市担当者で徴収事務委託者にて、各地域で対応 〔事務手順〕 各地域で対応 ①督促状発送・納入通知書発送の翌月（再口座振替後の翌月）（納付書付） ②催告書の発送（一部地域） ③給水停止予告通知書、給水停止事前予告書配布 ④給水停止執行	〔目的〕 未収金の解消を図るため 〔概要〕 徴収業務委託業者による各種通知の送付、未納付の対応等 給水停止執行は、町担当者と徴収事務委託者にて対応 〔事務手順〕 ①督促状発送・納入通知書発送の翌月（再口座振替後の翌月） ②給水停止予告通知書、給水停止事前予告書配布 ③給水停止執行 ※催告書なし	現行のとおりとする。
	81			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
18	水道料金等口座振替 に関する事	〔目的〕 料金の支払い方法として使用者の利便性を図るため 〔概要〕 口座振替の受付・入力・引落依頼・不能管理等 口座振替手数料の支払手続き 〔事務手順〕 口座振替依頼書の受付により、水道料金システムで名義等を確認し、入力する。（徴収業務受託者） 口座振替依頼書を整理する（永年保存） 引落依頼データを作成し、各金融機関に伝送 引落結果データは、金融機関から水道課へ返却され、収納を行う	〔目的〕 料金の支払い方法として使用者の利便性を図るため 〔概要〕 口座振替の受付・入力・引落依頼・不能管理等 口座振替手数料の支払手続き 〔事務手順〕 口座振替依頼書の受付により、水道料金システムで名義等を確認し、入力する。（徴収業務受託者） 口座振替依頼書を整理する（永年保存） 引落依頼データを作成し、各金融機関に伝送 引落結果データは、金融機関から水道課へ返却され、収納を行う	現行のとおりとする。
	85	口座振替予告・・・検針票による案内 再振替のお知らせ等の発送（一部地域） ・口座振替手数料の支払 郵便局、毎月 その他の出納・収納取扱金融機関は、半年毎 ※栃木水道事業については、口座振替利用者は、53円割引となる。（再振替時は、割引なし）	口座振替予告・・・検針票による案内 再振替のお知らせ等の発送（一部地域） ・口座振替手数料の支払 郵便局は、毎月 その他の出納・収納取扱金融機関は、年度末	
19	水質検査及び管理に 関すること	○委託検査項目 ①原水 水道法に基づく水質検査項目（39項目）（全域） クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）（全域） ②浄水 水道法に基づく水質検査項目（3項目）毎日（全域） 水道法に基づく水質検査項目（9項目）（全域） 水道法に基づく水質検査項目（15項目）栃木、 水道法に基づく水質検査項目（13項目）大平、都賀、西方 水道法に基づく水質検査項目（18項目）藤岡 水道法に基づく水質検査項目（50項目）（全域） 水質管理目標設定項目（27項目）農薬を除く（全域） 水質管理目標設定項目（農薬）栃木102項目、大平11項目、 都賀2項目、西方2項目	○委託検査項目 ①原水 水道法に基づく水質検査項目（39項目）大腸菌、嫌気性芽胞菌、クリプトスポリジウム、ジアルジア ②浄水 水道法に基づく水質検査項目（毎日検査3項目） 水道法に基づく水質検査項目（9項目） 水道法に基づく水質検査項目（25項目） 水道法に基づく水質検査項目（50項目） 水道法に基づく水質検査項目（臭気物質2項目） 水質管理目標設定項目（27項目、農薬を除く） 水質管理目標設定項目（農薬24項目）	現行のとおりとする。
	130			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事業事業名 事業事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
20	小規模貯水槽の点検及び維持管理の指導に関すること	〔目的〕 小規模貯水槽水道の設置者に対し、年１回の自主的な維持管理及び点検、検査を行うよう周知し、水道水の安全性を確保する。 〔概要〕 設置者の行う管理については次のような基準で行う。 ①水槽の清掃を一年以内に一回、定期に行うこと。 ②水槽の点検等有害物、汚物等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ③給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常が認められたときは、水質基準に関する厚生省令（平成４年厚生省令第６９号）の表の上覧に掲げる事項の内必要なものについて、検査を行うこと。 ④給水する水が人の健康を害する恐れがあったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 〔事務手順〕 設置者等に自主的な維持管理及び点検、検査に努めるよう周知する。また、指導、助言及び勧告を行う。	〔目的〕 小規模貯水槽水道の設置者に対し、年１回の自主的な維持管理及び点検、検査を行うよう周知し、水道水の安全性を確保する。 〔概要〕 設置者の行う管理については次のような基準で行う。 ①水槽の清掃を一年以内に一回、定期に行うこと。 ②水槽の点検等有害物、汚物等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ③給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常が認められたときは、水質基準に関する厚生省令（平成４年厚生省令第６９号）の表の上覧に掲げる事項の内必要なものについて、検査を行うこと。 ④給水する水が人の健康を害する恐れがあったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 〔事務手順〕 設置者等に自主的な維持管理及び点検、検査に努めるよう周知する。また、指導、助言及び勧告を行う。	現行のとおりとする。
	8 7			
21	専用水道施設に関すること	〔目的〕 ・ 専用水道施設の確認、審査及び検査 ・ 専用水道の水質検査	該当なし	現行のとおりとする。
	3 6、1 1 2、1 4 1			
22	浄水場庁舎の維持管理に関すること	〔目的〕 ・ 菌部浄水場にある水道庁舎を維持管理する。 〔概要〕 ・ 庁舎の修繕等を適正に行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	1 3 5			
23	浄水施設の案内に関すること	〔目的〕 小学４年生の社会科見学で浄水場施設の説明案内をする。 〔来場者〕 市内の小学４年生	〔目的〕 小学４年生の社会科見学で浄水場施設の説明案内をする。 〔来場者〕 町内の小学４年生	現行のとおりとする。
	1 3 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
24	農業集落排水事業特別会計に関する事 8 3	農業集落排水事業特別会計の予算編成、決算処理を行う。	該当なし	現行のとおりとする
	農業集落排水事業の消費税に関する事 8 4	農業集落排水事業の独立採算性に基づき、消費税の確定申告を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
26	排水設備工事手続きに関する事（農集） 8 5	排水設備の計画が関係法令に適合するか確認し、計画確認証を発行する。	該当なし	現行のとおりとする。
	排水設備工事の検査に関する事（農集） 8 6	確認申請書、工事完了届に基づき、工事完了検査を行い、検査済証を交付する。	該当なし	現行のとおりとする。
28	決算統計に関する事と（農集） 9 0	前年度の決算額を確定する。	該当なし	現行のとおりとする。
	農業集落排水基金に関する事 9 4	受益者分担金の一部を基金に積立てる。	該当なし	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
30	農業集落排水施設使用料の納付・口座振替に関する事 8 8	【大平地域・藤岡地域・西方地域】 使用料の口座振替を推進し、収納率の向上を図る。	該当なし	現行のとおりとする。
	農業集落排水事業管理組合に関する事 9 1	【大平地域】 処理施設ごとに管理組合を設置、市が事務局となる。篩渣取りおよび植栽管理等を委託。 【藤岡地域】 処理施設ごとに管理組合を設置し、維持管理（植栽の管理、肥料の利用等）を委託する。 【西方地域】 平成23年10月1日の合併を期に解散。	該当なし	現行のとおりとする。
32	収納・滞納整理・執行停止・欠損に関する事（農集） 9 5	【大平地域・藤岡地域】 滞納者に対し督促状、催告書の発送を行う。 【西方地域】 滞納者に対し督促状、催告書の発送を行う。徴収事務は水道課に委託。	該当なし	現行のとおりとする。
	農業集落排水事業施設供用開始に関する事 9 7	【大平地域・藤岡地域・西方地域】 供用開始後の新規加入者への周知を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
34	農業集落排水施設の維持管理に関する事 9 9	【大平地域・西方地域】 処理施設の日常点検、年次点検を行う。 【藤岡地域】 処理施設、真空ユニット等の日常点検、年次点検を行う。	該当なし	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

№.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
35	浄化槽法の届出に関する すること	浄化槽の届出について、構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているか確認のうえ保健所長に通知する。	浄化槽の届出について、構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているか確認のうえ保健所長に通知する。	現行のとおりとする。
	1			
36	下水道使用料等の収 納・滞納整理・執行 停止・欠損に関する こと	下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上と、事業経営の健全化を図るため、滞納整理を強化するとともに、不納欠損を行う。	下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上と、事業経営の健全化を図るため、滞納整理を強化するとともに、不納欠損を行う。	現行のとおりとする。
	3			
37	公共下水道特別会計 事務に関すること	下水道事業の円滑な運営のため、特別会計の予算編成、執行及び決算処理を行う。	下水道事業の円滑な運営のため、特別会計の予算編成、執行及び決算処理を行う。	現行のとおりとする。
	4			
38	公共下水道事業の消 費税に関すること	下水道事業の独立採算性に基き、消費税の確定申告を行う。	下水道事業の独立採算性に基き、消費税の確定申告を行う。	現行のとおりとする。
	5			
39	排水設備工事手続き に関すること	確認申請書、工事完了届に基き、工事完了検査を行い、検査済証を交付する。	確認申請書、工事完了届に基き、工事完了検査を行い、検査済証を交付する。	現行のとおりとする。
	7			
40	排水設備指定工事店 の指定・監督・処分・ 更新に関すること	指定の要件を満たした排水設備工事店の指定、法令に従った排水設備工事の設計、施工を行うよう指導、処分を行う。5年ごとの指定の更新事務。	指定の要件を満たした排水設備工事店の指定、法令に従った排水設備工事の設計、施工を行うよう指導、処分を行う。5年ごとの指定の更新事務。	現行のとおりとする。
	8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
41	排水設備工事の検査 に関すること	排水設備工事の確認申請書及び工事完了届に基づき、工事完了検査を行い排水設備工事の適正を図る。	排水設備工事の確認申請書及び工事完了届に基づき、工事完了検査を行い排水設備工事の適正を図る。	現行のとおりとする。
	9			
42	下水道管渠施設維持 管理に関すること	下水道管渠の調査、維持管理を行う。	下水道管渠の調査、維持管理を行う。	現行のとおりとする。
	10			
43	地下埋設物占有者間 協議に関すること	栃木土木事務所管内道路占有連絡協議会に道路工事計画書を提出。	栃木土木事務所管内道路占有連絡協議会に道路工事計画書を提出。	現行のとおりとする。
	12			
44	公共下水道の特定施 設・除害施設に関す ること	特定施設、除害施設を設置した事業所の排水の水質検査を行い、流域下水道管理者に報告する。	特定施設、除害施設を設置した事業所の排水の水質検査を行い、流域下水道管理者に報告する。	現行のとおりとする。
	19			
45	排水設備の普及促進 に関すること	下水道整備区域の住民に対し、早期に下水道に接続してもらうように、排水設備工事の普及促進活動を行い、水洗化率の向上を図る。	下水道整備区域の住民に対し、早期に下水道に接続してもらうように、排水設備工事の普及促進活動を行い、水洗化率の向上を図る。	現行のとおりとする。
	20			
46	ディスポーザー排水 処理に関すること	ディスポーザー排水処理システムの適切な使用及び維持管理を行う。	ディスポーザー排水処理システムの適切な使用及び維持管理を行う。	現行のとおりとする。
	22			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
47	管渠の帰属に関する こと	開発行為等で敷設した下水道管は原則として市に帰属し、 市が管理する。	開発行為等で敷設した下水道管は原則として町に帰属し、 町が管理する。	現行のとおりとする。
	2 4			
48	下水道使用料の納 付・口座振替に関す ること	下水道使用料の納付について、口座振替を促進し、収納を 向上させる。徴収事務は水道課に委託。	下水道使用料の納付について、口座振替を促進し、収納を 向上させる。徴収事務は水道課に委託。	現行のとおりとする。
	2 7			
49	合併処理浄化槽設置 整備計画に関するこ と	栃木市生活排水処理基本計画に基づいた合併処理浄化槽設 置整備計画の策定。 整備計画基数 300基/年	岩舟町生活排水処理基本計画に基づいた合併処理浄化槽設 置整備計画の策定。 整備計画基数 40基/年	現行のとおりとする。
	2 8			
50	合併処理浄化槽の普 及啓発に関すること	広報、市ホームページによる合併浄化槽の普及推進啓発	広報、町ホームページによる合併浄化槽の普及推進啓発	現行のとおりとする。
	3 0			
51	合併処理浄化槽の維 持管理の指導に関す ること	広報、市ホームページによる合併処理浄化槽の維持管理義 務の周知・指導	広報、町ホームページによる合併処理浄化槽の維持管理義 務の周知・指導	現行のとおりとする。
	3 1			
52	公共下水道事業（用 地）に関すること	下水道事業を実施するにあたり、土地の借上、用地取得、 権利設定等を行う。	下水道事業を実施するにあたり、土地の借上、用地取得、 権利設定等を行う。	現行のとおりとする。
	3 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
53	公共下水道事業建設工事（汚水）に関すること	公共下水道（汚水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	公共下水道（汚水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	公共下水道（汚水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	現行のとおりとする。
	3 9				
54	公共下水道事業建設工事（雨水）に関すること	公共下水道（雨水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	公共下水道（雨水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	公共下水道（雨水）の調査・計画・設計及び工事の現場監督及び施工管理と地元調整	現行のとおりとする。
	4 0				
55	公共下水道管渠整備工事に伴う道路及び河川占用申請に関すること	公共下水道事業計画（認可）に基づく、公共下水道建設工事に伴う占用申請事務	公共下水道事業計画（認可）に基づく、公共下水道建設工事に伴う占用申請事務	公共下水道事業計画（認可）に基づく、公共下水道建設工事に伴う占用申請事務	現行のとおりとする。
	4 1				
56	公共下水道台帳に関すること	下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	下水道法に基づき、公共下水道台帳を作成する。	現行のとおりとする。
	4 2				
57	公共下水道事業（補償）に関すること	公共下水道事業の遂行に伴い支障となる物件の移転（移設）費用の補償事務	公共下水道事業の遂行に伴い支障となる物件の移転（移設）費用の補償事務	公共下水道事業の遂行に伴い支障となる物件の移転（移設）費用の補償事務	現行のとおりとする。
	4 3				
58	都市下水路の工事に関すること	市街地における雨水幹線の維持管理を行い浸水を防除する。	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。
	4 4				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
59	公共下水道の水質検査及び調査に関すること	下水道施設の水質状況を総合的に把握し、維持運転管理に必要な情報を提供するとともに適切な維持管理を行う。	下水道施設の水質状況を総合的に把握し、維持運転管理に必要な情報を提供するとともに適切な維持管理を行う。	現行のとおりとする。
	4 5			
60	マンホールポンプ場の営繕工事に関すること	マンホールポンプ場内の施設に関する工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。	マンホールポンプ場内の施設に関する工事・修繕の設計及び現場監督、施工管理を行う。	現行のとおりとする。
	5 0			
61	起債に関すること	下水道事業の財源として、起債を充当する。	下水道事業の財源として、起債を充当する。	現行のとおりとする。
	5 9			
62	決算統計に関すること	決算額の調整及び調査表の作成。	決算額の調整及び調査表の作成。	現行のとおりとする。
	6 0			
63	流域下水道に関すること	流域下水道を管理する県に対し、処理場、管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。（巴波川流域、渡良瀬川下流流域大岩藤処理区）	流域下水道を管理する県に対し、処理場、管渠等の建設負担金及び汚水処理に係る維持管理負担金を支出する。（渡良瀬川下流流域大岩藤処理区）	現行のとおりとする。
	6 1			
64	巴波川流域下水道促進協議会に関すること	巴波川流域下水道事業の計画及び事業実施の促進について協議する。（栃木市、壬生町）	該当なし	現行のとおりとする。
	6 2			
65	日本下水道協会（関東支部・栃木県支部）に関すること	日本下水道協会（関東支部・栃木県支部）の総会、研修会等への参加	日本下水道協会（関東支部・栃木県支部）の総会、研修会等への参加	現行のとおりとする。
	6 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
66	巴波川流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務に関すること	巴波川流域関連公共下水道事業計画の変更を巴波川流域下水道事業計画(県計画)変更認可に反映させるため、事業計画策定業務を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	6 6			
67	地域再生計画に関すること	該当なし	国からの汚水処理施設整備交付金を受けるため、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける。 計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度 5 年間	現行のとおりとする。
	7 0			
68	下水道事業再評価に関すること	事業着手後 10 年目に再評価を行い、以降 10 年毎に再評価を行う。	事業着手後 10 年目に再評価を行い、以降 10 年毎に再評価を行う。	現行のとおりとする。
	7 1			
69	汚水排水処理改善事業に関すること	公共下水道全体計画区域外で生活に利用している市道、農道、認定外道路に関し側溝等の整備されていないあるいは、整備見込みのない地域住民が行う汚水排水管整備工事等に対し、施工に必要な原材料等の支給等を行う。	該当なし	現行のとおりとする。
	7 3			
70	栃木県浄化槽推進協議会に関すること	栃木県浄化槽推進協議会の主催事業への参加、協力	栃木県浄化槽推進協議会の主催事業への参加、協力	現行のとおりとする。
	7 4			
71	渡良瀬川下流域下水道事業計画変更認可に伴う事業計画策定業務に関すること	渡良瀬川下流域（大岩藤処理区）関連公共下水道事業計画の変更を渡良瀬川下流域（大岩藤処理区）下水道事業計画(県計画)変更認可に反映させるため、事業計画策定業務を行う。	渡良瀬川下流域（大岩藤処理区）関連公共下水道事業計画の変更を渡良瀬川下流域（大岩藤処理区）下水道事業計画(県計画)変更認可に反映させるため、事業計画策定業務を行う。	現行のとおりとする。
	7 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
72	農業集落排水施設台帳に関すること	農業集落排水施設台帳を作成する。	該当なし	現行のとおりとする。
	100			
73	社会資本総合整備計画に関すること	県を計画主体とした社会資本総合整備計画を作成し、国の認定を受け、社会資本整備総合交付金を受ける。計画期間：平成22年度～平成26年度	県を計画主体とした社会資本総合整備計画を作成し、国の認定を受け、社会資本整備総合交付金を受ける。計画期間：平成22年度～平成26年度	現行のとおりとする。
	115			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

２．栃木市の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	事業事業名	岩舟町	
1	事務事業番号	・公印（岩舟町水道事業、岩舟町長）	栃木市の例により合併時に統合する。
	公印の管理に関する こと 3	・公印（栃木市水道事業、栃木市長） 各水道事業ごとに、略印を作成 （公印は、本庁管理、略印は、各水道事務所で管理）	
2	文書の受発及び整理 保存に関すること 4	[到達文書] - 水道庁舎に直送された文書は、水道課において受領 - 各総合支所に直送された文書は、水道事務所受領 - 市本庁舎に送付された文書は、総務課で受領し水道課に配布 [文書の処理] - 重要文書は、文書処理簿に記載し、事務決裁の基準により 回議 - 決裁後、報告、回答を処理し、保存年限ごとに保存	[到達文書] - 町本庁舎に送付された文書は、総務課で受領し水道課に配布 [文書の処理] - 重要文書は、文書処理簿に記載し、事務決裁の基準により 回議 - 決裁後、報告、回答を処理し、保存年限ごとに保存
3	電話の総括管理に関する こと 3 3	本庁水道課 - 水道庁舎独自の電話回線の為、維持管理を行う - 電話の修理 - 外線は、各チームに直通を配置しているが、各チームとの 内線でつながっているため、転送も可能 - 各水道事務所へは、外線を使用 - 各水道事務所 - 電話は、各地域まちづくり課管理 - 本庁へは、外線を使用	本庁総務課が維持管理を行う
	情報公開に関するこ と 3 4	栃木市情報公開条例に準ずる	
5	職員の出張命令及び 旅費に関すること 4 4	職員は旅行命令簿に事項を記載し、決裁を受ける。 決裁区分は、栃木市水道事業管理規程による。	職員は旅行命令簿に事項を記載し、決裁を受ける。 決裁区分は、岩舟町水道事業管理規程による。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況			調整内容
		栃木市	岩舟町	該当なし	
6	統計月報、事業年報 の発行及び水道統計 に関すること	〔水道事業統計〕 年に１度発行 内容 ・組織及び事務分掌 ・企業職員の状況 ・自己所有地 ・土地取得状況 ・建物所有状況 ・施設概要 ・消火栓設置状況 ・導送配水管布設状況 ・水道事業基本計画 ・給水区域 ・水道普及状況（人口対比） ・水道普及状況（世帯対比） ・建設改良積立金調査表 ・減債積立金調査表 ・損益勘定留保資金調査表 ・未処分利益剰余金調査表 ・自己資本金構成状況表 ・繰入金等（一般会計）の 状況 ・受託工事件数表 ・検漏切れ水量器交換委託状況 ・水道使用料改定状況 作成手順 ・事業年報資料作成 ５月下旬～６月下旬 ・事業年報印刷製本 ６月下旬 ・事業年報発行 ６月下旬			栃木市の例により合併 時に統合する。
	17	・メーター使用料改定状況 ・料金徴収方法別状況 ・年度別損益計算書 ・年度別貸借対照表 ・資本的収支状況 ・費用構成推移 ・使途別施設別事業費内訳 ・企業債状況 ・経営分析表 ・水道料金収納状況 ・消費税資本的収支調整額 調査表 ・用途別水道使用状況 ・用途別給水量 ・年度別給水量 ・年度別配水量推移 ・年度別月別配水量推移 ・年度別月別有収水量推移 ・１日当たり配水量等の状 況 ・給配水管漏水修理等委託 状況			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	水道使用開始・中止 等受付に関すること	〔目的〕 市水道使用者への迅速な対応、不正使用の防止 〔概要〕 市水道の使用開始・中止・使用者変更等の受付 （料金徴収業務委託業者による処理） 〔事務手順〕 各地域対応 電話や来庁による受付・対応後、水道料金システムにデータを 入力する。 中止受付時は、現地で中止指針を確認し、データ入力後精算 処理。	〔目的〕 町水道使用者への迅速な対応、不正使用の防止 〔概要〕 町水道の使用開始・中止・使用者変更等の受付 （料金徴収業務委託業者による処理） 〔事務手順〕 届出による受付・対応後、水道料金システムにデータを入力 する。 中止受付時は、現地で中止指針を確認し、データ入力後精算 処理。	栃木市の例により合併 時に統合する。
	7 7			
8	不正使用（違反工事 含む）の取締り及び 処分に関すること	〔目的〕 栃木市水道事業給水条例に基づく処分 〔概要〕 受益者の公平の原則に基づき、取締り及び過料処分 ・不正使用、違反工事等が定期検針時やその他調査業務により 発見された場合は、処分等について検討する。 （工事） 5万円以下の過料 （料金） 料金、手数料又は加入負担金若しくは加入金の徴収を免れた 者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相 当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする）以下の 過料に処する。	〔目的〕 岩舟町水道事業給水条例に基づく処分 〔概要〕 受益者の公平の原則に基づき、取締り及び過料処分 ・不正使用、違反工事等が定期検針時やその他調査業務によ り発見された場合は、処分等について検討する。 （工事） 5万円以下の過料 （料金） 料金又は、手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額 の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を 超えないときは、5万円とする）以下の過料に処する。	栃木市の例により合併 時に統合する。
	9 1, 1 1 4			
9	水道破損金に関する こと（他工事による 破損補償）	水道管を過失にて破損した場合は、全額原因者の負担にて修理 を行うものとする。また、市職員による調査・立会い等が生じ た時は、栃木市水道施設破損に関する補償要綱に基づき、破損 補償額の算定を行い請求する。	水道管を過失にて破損した場合は、全額原因者の負担にて修 理を行うものとする。また、町職員による調査・立会い等が 生じた時は、岩舟町導水管、配水管、給水管等の破損に対す る補償基準に関する規程に基づき、破損補償額の算定を行 い請求する。	栃木市の例により合併 時に統合する。
	9 5			

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
10	給水方式指導に関する こと（直結給水、 受水槽給水）	栃木市給水装置工事標準仕様書に基づき給水方式を指導する。 〔直結方式〕 ① 直結直圧方式は、原則として階数が２階までの建築物への給水で、配水管の水圧、水量等の給水能力に支障がなく、将来とも正常に給水できる場合に適用する。ただし、次の許可基準を満たしている場合は、３階への直結直圧方式を認める。 （１）対象建築物は、３階建ての一戸建て専用住宅及び併用住宅とし、原則として集合住宅は、除く。 （２）給水の高さは、前面道路の配水管より給水栓まで１０ｍとする。 （３）対象地域は、前面道路の配水管の最小動水圧が０．３ＭＰａ以上とする。 （４）前面道路の配水管は、７５ｍｍ以上で、ここからの分水口径は、２５ｍｍ以上とし、メーター口径は、２０ｍｍ以上とする。	岩舟町水道事業給水条例及び岩舟町水道事業給水条例施行規則に基づき、配水管や給水管の口径、使用計画量に応じ、給水方式を指導する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	101	〔受水槽方式〕 ① 水道使用者等が必要とする水量を給水する場合等において、給水管の圧力が所要圧力に対して不足するとき ② 病院等で、災害時又は事故等による水道の断滅水時においても、必要最小限の給水を確保する必要がある場合 ③ 一時に多量の水を必要とする場合又は使用水量の変動が大きい場合で、給配水管の水圧低下等を引き起こす恐れがあるとき ④ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量が必要とする場合 ⑤ 有毒薬品を使用する工場等で、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合 ⑥ 受水槽方式は階数が３以上の高層建築物等へ給水するとき ⑦ 高台等で、水圧が不十分で所要の水圧が得られない箇所へ給水するとき		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃラック）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
10		⑧ 一時に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすおそれのある箇所へ給水するとき ⑨ 病院、工場、デパートなど、配水管の断水、減圧時に水道事業者が業務または、営業に支障をきたす恐れがあり、断水作業の実施が困難な箇所へ給水するとき ⑩ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とするとき ⑪ 有害薬品を使用するクリーニング工場、メッキ工場など、逆流によって配水管の水を汚染する恐れのある箇所へ給水するとき ⑫ 水道に直結できない機器を設置するとき ⑬ 水圧が高いため、給水装置に支障をきたす恐れがある箇所へ給水するとき ⑭ その他管理者が必要であると認めるとき 〔併用方式〕 併用方式により給水する場合、直結給水部分については、直結方式、受水槽給水部分については、受水槽方式の基準に準ずるものとする。		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況	調整内容
		栃木市	岩舟町
	給水装置工事申請受付、審査、検査に 関すること	栃木市給水装置標準仕様書に基づき、工事申請の受付及び審査、検査を行う、 〔基準事項〕 指定工事業者は、給水装置の工事（給水装置の修繕を除く）を申し込むときは、給水装置工事申込書に配管図面その他必要書類を添えて提出し、管理者の設計審査を受け、その承認を受けた後でなければ給水工事に着手することができない。 〔申込書の作成及び給水装置の工事の申込み〕 申込者は、指定工事業者を選定し、工事の契約を締結する。また、指定工事業者は、次に掲げる書類の内、申込みに必要な書類を申込者に説明の上作成し、その確認を得て水道課に提出し、設計審査を受けることになる。 水道課への申請手続きは、指定工事業者が代行し、岩舟町給水装置工事事業者規程第14条の「給水装置工事承認願」とする。この際、水道課は、申込みごとに整理番号を付し、別に定める設計審査及び工事検査手数料等を徴収する。 給水器具等の承認には、材料使用承認申請により審査し、承認の決定をする。 〔工事検査〕 ① 指定工事業者は、給水装置工事の完了後、速やかに給水装置工事竣工届を提出しなければならない。 ② 指定工事業者は、前項の検査の結果、管理者から当該工事の手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれをを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。 ③ 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該工事に関し指名された主任技術者または、当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。 〔開発行為〕 ① 布設する管の寄付（権限移譲）の有無を確認する。道路部分が市へ移譲される場合は、そこに布設する共同管について移譲することを指導する。	岩舟町水道事業給水条例、岩舟町水道事業給水条例施行規則に基づき、工事申請の受付及び審査、検査を行う、 〔基準事項〕 指定工事業者は、給水装置の工事（給水装置の修繕を除く）を申し込むときは、岩舟町水道事業給水条例施行規則第6条にある「給水装置工事申込書」及び「給水装置工事設計図」等必要書類を添えて提出し、管理者の設計審査を受け、その承認を受けた後でなければ給水工事に着手することができない。 〔申込書の作成及び給水装置の工事の申込み〕 申込者は、指定工事業者を選定し、工事の契約を締結する。また、指定工事業者は、次に掲げる書類の内、申込みに必要な書類を申込者に説明の上作成し、その確認を得て水道課に提出し、設計審査を受けることになる。 水道課への申請手続きは、指定工事業者が代行し、岩舟町水道事業給水条例施行規則第6条の「給水装置工事申込書」及び「給水装置工事設計図」を提出し、設計審査を受ける。この際、水道課は、申込みごとに受付番号を付し、設計審査及び工事検査手数料等を徴収する。給水器具等の承認には、材料使用承認申請により審査し、承認の決定をする。 〔工事検査〕 ① 指定工事業者は、給水装置工事の完了後、速やかに給水装置工事完了届及び給水装置工事完成図を提出しなければならない。 ② 指定工事業者は、前項の検査の結果、管理者から当該工事の手直しを要求されたときは、速やかにこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。 〔開発行為〕 ① 布設する管の寄付（権限移譲）の有無を確認する。道路部分が町へ移譲される場合は、そこに布設する共同管について移譲することを指導する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
12	指定給水装置工事事業者の指導・監督に関すること	① 指定工事業者は、水道法、栃木市水道事業給水条例、栃木市指定給水装置工事事業者規程等に基づく管理者の指示に従うこと ② 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めること	① 指定工事業者は、水道法、岩舟町水道事業給水条例、岩舟町指定給水装置工事事業者規則等に基づく管理者の指示に従うこと ② 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めること	栃木市の例により合併時に統合する。
	103			
13	設計積算システム、データ更新に関すること	〔事業の目的〕 設計及び積算の正確性の確保と、設計積算業務の大幅な効率化を図る。 〔事務の概要〕 設計積算システムの維持管理及び保守 〔事務手順〕 ・労務単価、資材単価の更新（栃木県土木設計積算システムを採用） ・職員からの要望事項を整理し、開発業者と調整する ・設計積算データの保存	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	104、125			
14	上下水道料金徴収事務の委託に関すること	〔目的〕 上下水道事業徴収事務の民間委託を行うことにより、事務の効率化を図り、市上下水道使用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費の削減等の成果を期待するもの。 〔概要〕 ・委託の形態 全面委託（北部地域は一部委託） ・委託業務内容 検針業務、調定収納業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓業務、量水器交換データ入力 ・委託先 （株）日本ウォーターテックス ・その他 下水道使用料徴収事務については、下水道課から委託を受けるものとする。（西方地域については、農業集落排水処理施設使用料の徴収も行う）	〔目的〕 上下水道事業徴収事務の民間委託を行うことにより、事務の効率化を図り、町上下水道使用者への迅速な対応、収納率の向上、人件費の削減等の成果を期待するもの。 〔概要〕 ・委託の形態 全面委託 ・委託業務内容 検針業務、調定収納業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓業務 ・委託先 （株）日本ウォーターテックス ・その他 下水道使用料徴収事務については、下水道担当から委託を受けるものとする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	164			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
108, 159	道路等の占用及び一時使用に関すること	〔道路等の占用及び一時使用〕 道路（国道、県道、市道、その他市有地以外の道路）、河川、国有財産に給配水管等を埋設しようとする場合、又は、既設の給配水管等を廃止する場合に、道路等の占用及び一時使用の業務が発生する。 （１）申請書の提出 ア道路について 県道は、栃木土木事務所（管理担当）、市道は栃木市役所（維持管理課）、その他市道以外の道路は、その道の管理者へ工事を実施しようとする１ヶ月前までに、提出して許可を得る。同時に、警察署へ道路使用の許可申請を提出して許可を得る。 イ河川について １級河川については、栃木土木事務所（管理担当）へ提出し、許可を得る。 ウ国有財産（赤道、青地） 栃木市役所（維持管理課）へ提出し、許可を得る。 （２）工事着手届の提出 工事を着工しようとする３日前までに、それぞれの申請先へ提出する。 （３）工事完了届（工事完成通知書）の提出 工事完了（完成）後、速やかにそれぞれの申請先へ提出する。	〔道路等の占用及び一時使用〕 道路（国道、県道、町道、その他町有地以外の道路）、河川、国有財産に給配水管等を埋設しようとする場合、又は、既設の給配水管等を廃止する場合に、道路等の占用及び一時使用の業務が発生する。 （１）申請書の提出 ア道路について 県道は、栃木土木事務所（管理担当）、町道は岩舟町役場（建設課）、その他町道以外の道路は、その道の管理者へ工事を実施しようとする１ヶ月前までに、提出して許可を得る。同時に、警察署へ道路使用の許可申請を提出して許可を得る。 イ河川について １級河川については、栃木土木事務所（管理担当）へ提出し、許可を得る。 ウ国有財産（赤道、青地） 岩舟町役場（建設課）へ提出し、許可を得る。 （２）工事着手届の提出 工事を着工しようとする３日前までに、申請先へ提出する。 （３）工事完了届（工事完成通知書）の提出 工事完了（完成）後、速やかにそれぞれの申請先へ提出する。	栃木市の例により合併時に統合する。

15

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
16	車輦の配車及び維持管理に関すること	水道課水道事業専用車を適正に管理し、その効率的運用と経費の節減を図る。 ・運行管理については、課長が行う。 ・車を使用した場合、運転日誌をつける。運転日誌は、１ヶ月分まとめてチームリーダー、課長の決裁を受ける。 ・全国市有物件災害共済会の自動車損害共済保険 ・各チームの車は、チームごとに管理する。	水道課水道事業専用車を適正に管理し、その効率的運用と経費の節減を図る。 ・運行管理については、課長が行う。 ・(財)全国自治協会の自動車損害共済保険	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 2、1 4 6、1 4 7			
17	物品購入及び修理契約に関すること	・栃木市水道事業会計規程による	・岩舟町水道事業会計規程による	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 2、1 5 0、1 5 1、 6 3、1 5 2、1 5 3			
18	公共下水道事業の実施計画に関すること	栃木市総合計画をもとに、予算編成時に事務事業評価実施要領に基づき中期事業計画を策定する。	岩舟町振興計画をもとに実施計画、財政計画を策定する。	合併時栃木市の例により統合する。
	1 3			
19	マンホールポンプ場の維持及び運転管理に関すること	マンホールポンプ場の保守点検業務（月２回）及び遠隔監視業務を委託し、維持管理を行う。 ※警報があった場合の対応…最初に委託業者が現地向かう。	マンホールポンプ場の保守点検業務（年１回）及び遠隔監視業務を委託し、維持管理を行う。 ※警報があった場合の対応…町職員が現地向かう。	合併時栃木市の例により統合する。
	4 6			
20	私道における公共下水道工事に関すること	私道へ公共下水道を布設するための要件【幅員…工事可能な幅、戸数…２戸以上で３分の２以上の接続、延長は制限なし】を満たした場合、工事を行う。	私道へ公共下水道を布設するための要件【幅員…1.8m以上、戸数…２戸、延長…30m以上】を満たした場合、工事を行う。	合併時栃木市の例により統合する。
	6 8			
21	公共汚水ます設置に関すること	市負担による公共汚水ますの設置は、１宅地１個とし、２個以上設置する場合は、個人負担とするが、基準（１宅地 500㎡以上、以下 500㎡ごとに１株追加）に該当する場合は、市で設置し、市負担とする。	町負担による公共汚水ますの設置は、１宅地１個とし、２個以上設置する場合は、個人負担とする。	合併時栃木市の例により統合する。
	1 1 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

3. 栃木市の例により、合併後に統合

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	給水装置台帳の管理 に関する事	【目的】 栃木市水道工事指定店給水工事設計書（以下「給水台帳」という。）の管理を目的とする。 【栃木地域】 管理：給水台帳は、保管場所に各町内ごとに保管する。 閲覧：閲覧者は、窓口業務等処理事項綴りに必要事項を記入し、閲覧をする。 【大平地域】 管理：給水台帳は、保管場所に水栓番号順に保管。 【藤岡地域】 管理：給水台帳は、保管場所に受付年度ごとに保管。 【都賀・西方地域】 管理：給水台帳は、番号順に保管。	【目的】 岩舟町水道工事指定店給水工事設計書（以下「給水台帳」という。）の管理を目的とする。 【管理】 給水台帳は、保管場所に水栓番号ごとに保管する。 【閲覧】 閲覧者は、閲覧申請書に必要事項を記入し、閲覧をする。	平成25年度中に導入予定の栃木市のシステムに合併後に、統合する。
	113			

4. 合併後に再編

No.	事務事業名	現	況	調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	公道等の漏水調査及び給配水管修繕に関する事	給配水管路を維持することを主体とする業務である。 ① 給配水管修繕のバルブ操作及び立会いに関する事。 ② 緊急時の断水広報及び応急給水に関する事。 ③ 出水不良等の調査及び苦情処理に関する事。 ④ 漏水等の調査及び処理に関する事。 ⑤ その他給配水管の維持に関する事 【栃木地域】 維持管理については、管工事組合に委託し、業者施工とする。 宅内のメーターまでは、市が修繕する。単価については、市が定めた修繕工事単価表により計算し精算する。業務委託については、管工事組合と待機料を含む修繕業務を契約（年間）。 【大平地域】 維持管理については、漏水当番業者に依頼し、業者施工とする。 宅内の止水栓までは、市が修繕する。単価については、市が定めた修繕工事単価表により計算し精算する。業務委託については、業者と待機料を契約（年間）。 【藤岡・都賀地域】 維持管理については、指定工事店に依頼し、業者施工とする。 宅内のメーターまでは、市が修繕する。 【西方地域】 維持管理については、指定工事店に依頼し、業者施工とする。 宅内のメーターまでは、市が修繕する。 業務委託については、業者と待機料を契約（年間）。	給配水管路を維持することを主体とする業務である。 ① 給配水管修繕のバルブ操作及び立会いに関する事。 ② 緊急時の断水広報及び応急給水に関する事。 ③ 出水不良等の調査及び苦情処理に関する事。 ④ 漏水等の調査及び処理に関する事。 ⑤ その他給配水管の維持に関する事 維持管理については、漏水当番に依頼し、業者施工とする。 宅内のメーターまでは、町が修繕する。	合併後に再編する。
	117、118 119、160			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

上下水道部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	渡良瀬川下流域下水道促進協議会に関すること	渡良瀬川下流域下水道事業（大岩藤処理区）の計画及び事業実施の促進について協議する。（栃木市、岩舟町）	渡良瀬川下流域下水道事業（大岩藤処理区）の計画及び事業実施の促進について協議する。（栃木市、岩舟町）	合併後に再編する。
	76			

5. 合併時に廃止

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	全国町村下水道推進協議会（栃木県支部）に関すること	該当なし	全国町村下水道推進協議会（栃木県支部）の総会、研修会等への参加。	合併時に廃止する。
	114			

合併協定項目以外の主な調整方針について

【協 議】

Bランク

(教育部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	学校心臓検診委員会 に関すること	小1、小4、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	小1、小4、中1年生を対象に学校心臓検診を実施する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	180			
2	学校施設の耐震計画 の策定に関すること	平成24年度 旧市町耐震化計画を見直した。 ①非木造200㎡以上の建物について平成27年度までに耐震化率100%を目指す。 ②学校施設の耐震化については、原則耐震補強工事による対応をする。ただし、判定結果、建築年数、施設の状態、地域の要望を考慮し総合的に判断する。 ③耐震補強の際は、教育環境改善のための最低限の改修も実施。 ④①以外の建物についても計画策定等を検討していく。	・平成24年度 岩舟中学校柔剣道場耐震補強及びトイレ改修工事（交付金決定済）。 ・平成25年度 岩舟中学校技術科棟耐震補強工事（建築計画提出済）。 ※平成25年度において、耐震化率100%。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	27			
3	学校給食調理場の建 設計画に関すること	大宮北小、吹上小学校給食共同調理場の建設を計画している。 大平学校給食センターを平成25・26年度に建設予定である。	調理場の設備等が老朽化しているため、計画的に整備している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	195			
4	学校給食調理・配送業 務民間委託に関する こと	栃木地域は9調理場のうち5調理場の調理配送業務を民間業者に委託している。 大平・都賀センターと西方地域共同調理場は調理配送業務を民間業者に委託している。	5調理場の調理業務を民間業者に委託している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	206			
5	食育管理栄養士配置 事業に関すること	該当なし	食育活動の充実を図るため、非常勤職員を配置している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	242			
6	総合型地域スポーツ クラブに関すること	地域において子どもから高齢者を含めただれもが様々なスポーツを楽しむことができるスポーツクラブを育成する。 【名称】 NPO法人大平スポーツネット あいあいクラブ都賀	地域において子どもから高齢者を含めただれもが様々なスポーツを楽しむことができるスポーツクラブを育成する。 【名称】 いわふねスポーツクラブ	現行のとおり新市に おいて継続する。
	5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	体育祭に関すること	名称 【栃木地域】 栃木地区市民スポーツ大会（8月下旬） 支部体育祭（9月上旬～10月上旬） 【大平地域】 大平地区体育祭（10月中旬） 【藤岡地域】 ニコリンピック（三鴨地区）（9月下旬） 赤麻地区民体育祭（9月下旬） 【都賀地域】 つがスポーツ・レクリエーションフェスティバル（10月上旬） 【西方地域】 西方地区体育祭（9月下旬）	名称 町民体育祭（4年に1度）（10月上旬） 町民スポーツまつり（体育祭開催の無い年）	現行のとおり新市において継続する
	20			
8	運動公園に関すること と（教育委員会が委任 等を受けた施設）	事務委任 ・大平運動公園 施設使用、公園使用許可事務 ・藤岡渡良瀬運動公園 管理運営事務 ・西方総合公園 スポーツ施設・管理棟管理運営事務 所管施設 ・つがスポーツ公園	該当なし	現行のとおり新市において継続する
	29			
9	コミュニティ推進協議会に関すること	【栃木地域】 - 栃木市コミュニティ推進協議会 ・栃木第三地区コミュニティ推進協議会 ・栃木第四地区コミュニティ推進協議会 ・栃木第五地区コミュニティ推進協議会 ・栃木第六地区コミュニティ推進協議会 コミュニティセンター区域の構成自治会を基盤として組織している。	該当なし	現行のとおりとする。
	41	【西方地域】 南部地区コミュニティ推進協議会 本郷・金井地区の自治会 13自治会		
10	コミュニティセンターに関すること	【栃木地域】 第三地区コミュニティセンター 第四地区コミュニティセンター 第五地区コミュニティセンター 第六地区コミュニティセンター 施設の管理・維持費は市が負担 【西方地域】 南部地区コミュニティセンター 本郷・金井地区の住民を中心に利用 施設の管理・維持費は市が負担	岩舟町の静和小学校跡地に（仮称）岩舟町地域活動支援センターを建設予定で、平成25年度完成見込みとなっている。	現行のとおりとする。
	114			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名		現況	調整内容
	事務事業番号	栃木市		
1	教育委員会に関する こと	栃木市教育委員会 定例会は、毎月 1 回開催。 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員の 2 人以上から会議に付議するべき事件を示して、請求があつ たとき。	岩舟町教育委員会 定例会は、毎月 1 回開催（8 月は除く）。 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員の 2 人以上から会議に付議するべき事件を示して、請求があつ たとき。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1			
2	教育委員会所管の予 算及び決算の統括に 関すること	教育委員会が所管する予算及び決算の全体的な統括調整に 関する事務は、教育総務課において行う。なお、本庁関係予 算及び決算の統括調整事務は教育総務課が、各教育支所関係 予算及び決算の統括調整事務は各教育支所の学校教育課が行 う。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	5			
3	学校予算配分・調整に 関すること	各学校運営費は、共通の算出基礎に基づき教育総務課が算 定の上配当、各校が実情に応じ編成のうえ各教育支所が取り まとめる。予算編成時には、備品・営繕に係るヒアリングと 学校予算説明会を、年度当初には、学校配当予算に係る説明 会を開催する。	各学校運営費は、各学校で予算を作成し学校教育課で取り まとめる。予算編成時には、備品購入、施設の営繕に関する ヒアリングを行う。 予算成立後、予算配当の説明を行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	6			
4	教育委員会の所管に 属する職員の人事に 関すること	定期又は必要に応じ、市長部局に合わせ人事異動を実施す る。 辞令書の交付等の事務は教育総務課が行う。 研修、福利厚生等については、市長部局に合わせる。	人事に関することは、町長部局で行っている。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	8			
5	情報公開に関するこ と	住民から情報公開請求があった場合に、請求に基づき対応 する。	住民から情報公開請求があった場合に、請求に基づき対応 する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 6			
6	国際理解教育に関す ること	事業の内容 ・小中学生の英語によるコミュニケーション能力やその素地 を養うことを目的に次の事業を実施している。 ①イングリッシュキャンプ 小学校 5、6 年生（約 30 名） 1 日（日帰り）の体験型英語キャンプを実施する。 ②イングリッシュセミナー 中学生（約 30 名） 2 泊 3 日の宿泊体験型英語セミナーを実施する。	該当なし	栃木市の例により合 併時に統合する。
	2 4 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容
		栃木市						
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟町	
7	事務局及び教育機関の職員（県費負担職員を除く）の任免、給与、服務及び身分に関すること	関係条例、規則に基づき、職員の任免、給与、服務及び身分に関する事務は、本庁及び各教育支所の所管課が行う。非常勤・臨時職員等の任免、給与、服務及び身分に関する事務は、学校教育課が行う。						栃木市の例により、合併時に統合する。
	7	技能員、図書館事務職員を全小中学校に配置している。	技能員、図書館事務職員を全小中学校に配置している。また、運転手を部屋小に配置。	技能員、図書館事務職員を全小中学校に配置している。また、運転手を赤津小に配置。	技能員、図書館事務職員を全小中学校に配置している。	技能員、図書館事務職員を全小中学校に配置している。	関係条例、規則に基づき、職員の任免、給与、服務及び身分に関する事務は、総務課が行う。なお、非常勤・臨時職員等の任免、給与、服務及び身分に関する事務は、学校教育課が行う。	
8	事務事業名 事務事業番号	現 況						調整内容
	学力調査に関すること	栃木市						
9	適応指導教室に関すること	小6、中1、2年生を対象に学力テスト実施する。						栃木市の例により、合併時に統合する。
	89	不登校児童生徒を対象とした学校復帰への支援を行うほか、保護者を含めた教育相談を実施し、支援・指導を行う。 設置箇所 4箇所 相談員等 11名 指導員の勤務時間 9：00～16：30 報酬月額 124,200円						
10	教育研究所事務に関すること	新市における教育課題の調査研究、教職員対象の研修会の開催及び保護者等への専門的な相談業務を実施するため、本庁に教育研究所を設置する。専任の教育研究所長を配置するとともに、担当の指導主事も配置し、新市教育のシンクタンクとしての機能を持つ教育機関として運営する。 ・所長（専任） 研究所員（指導主事等） 臨床心理士2名						栃木市の例により、合併時に統合する。
	95							

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
11	へき地・複式教育に関すること	複式学級を擁する寺尾南小学校及び大宮南小学校に栃木市任期付市費負担教職員（3名）配置し、複式学級の解消を図る。	複式学級を擁する小野寺北小学校には非常勤講師（2名）を配置し、複式学級の解消を図る。	栃木市の例により、合併時に統合する。
	111			
12	外国人子女、帰国子女受入に関すること	日本語及び日本の生活習慣の早期習得を図るため、拠点校を中心に指導及び支援を行う。なお、対象児童生徒の通学状況等に応じて、巡回指導を実施する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	151			
13	教師用教科書指導書の取扱に関すること	各小中学校での学習指導の平準化を図り、教員が教材研究を深め、指導方法の工夫改善を行うため、教師用教科書・指導書を購入する。小学校については、1学級を基本に整備し、中学校については、教科教員数を基本に整備する。	各小中学校での学習指導の平準化を図り、教員が教材研究を深め、指導方法の工夫改善を行うため、教師用教科書・指導書を購入する。小学校については、1学級を基本に整備し、中学校については、教科教員数を基本に整備する。	栃木市の例により、合併時に統合する。
	173	指導書の購入基準 学級数購入	指導書の購入基準 学年数購入	
14	公立幼稚園に関すること	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身発達を助長することを目的に、学校教育法第4条の規定に基づき、市立幼稚園を設置・運営する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	240			
15	学校腎臓検診委員会に関すること	児童生徒全員の学校腎臓検診の3次検診を実施し結果を委員会で判定し事後指導する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	181			
16	学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関すること	学校医 基本額（年間） 196,800円 人数割（1人） 内科、耳鼻科 450円 眼科 390円 学校歯科医 基本額（年間） 196,800円 人数割（1人） 450円 学校薬剤師 基本額 78,500円／年（1校）	学校医 基本額（年間） 196,800円 人数割（1人） 450円 学校歯科医 基本額（年間） 196,800円 人数割（1人） 450円 学校薬剤師 基本額 56,000円（児童生徒500人を超える）／年（1校） 50,000円（児童生徒500人以下）／年（1校）	栃木市の例により、合併時に統合する。
	184			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
17	児童生徒健康診断業務に関すること	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②心臓検診 ③結核検診	児童生徒定期健康診断 ①尿・寄生虫・心電図 ②心臓検診 ③結核検診 ④貧血検査（中学１年生で承諾書を提出した生徒）	栃木市の例により、合併時に統合する。
	189			
18	学校給食共同調理場及び運営協議会に関すること	学校給食共同調理場の適正な運営を図るため運営協議会を設置し、共同調理場等の運営に関する事項などについて審議する。運営協議会の委員数は27人以内とし、医師等学識経験者のほか、各地区の学校長、PTA会長で組織する。	該当なし	栃木市の例により、合併時に統合する。
	192			
19	スポーツ推進委員協議会に関すること	名称 栃木市スポーツ推進委員協議会 参考 栃木地区スポーツ推進委員会 大平地区スポーツ推進委員会 藤岡地区スポーツ推進委員会 都賀地区スポーツ推進委員会 西方地区スポーツ推進委員会	名称 岩舟町スポーツ推進委員会	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			
20	県民スポーツ大会に関すること	名称 栃木県民スポーツ大会 参加競技種目 市対抗の部（20種目） 水泳、陸上競技、軟式野球、ソフトボール、ゲートボール、バドミントン、バレーボール、ソフトテニス、サッカー、剣道、柔道、グラウンド・ゴルフ、ライフル射撃、バスケットボール、卓球、婦人バレーボール、テニス、クレール射撃、弓道、ロードレース	名称 栃木県民スポーツ大会 参加競技種目 町対抗の部（15種目） 水泳、陸上競技、ソフトボール、ゲートボール、バドミントン、サッカー、剣道、グラウンド・ゴルフ、ライフル射撃、バスケットボール、卓球、婦人バレーボール、テニス、クレール射撃、ロードレース	栃木市の例により合併時に統合する。
	23			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
21	生涯スポーツ推進業務に関すること	小、中学生を対象とした「少年スポーツ振興事業」と中高年を対象とした「中高年スポーツ振興事業」を行う。 【内容】 ・少年スキー教室 ・親子スキー・スノーボード教室 ・キッズビクス教室 ・小・中学校ハンドボール大会 ・出前スポーツ ・スポーツひろば ・ノルディックウォーキング ・体力テスト＋健康相談 ・市民ハイキング ・渡良瀬遊水地ウォーキング ・三霞山ウォーキング ・ゲートボール大会 等	自分の体力、運動能力の現状を知ること、生活習慣の見直しや健康づくり、運動するきっかけづくりと行う。 【内容】 ・体力テスト	栃木市の例により合併時に統合する
	6			
22	小中学校施設の開放に関すること	学校教育に支障のない範囲内で、青少年の健全育成並びに地域住民の文化の向上及びスポーツの振興の場として開放。 開放施設 小学校 27校（夜間照明設置9校） 中学校 13校（夜間照明設置5校）	学校教育に支障のない範囲内で、青少年の健全育成並びに地域住民の文化の向上及びスポーツの振興の場として開放。 開放施設 小学校 4校（夜間照明設置2校） 中学校 1校	栃木市の例により合併時に統合する
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容	
		栃木市						
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
	社会体育施設の管理運営に関すること	【名称】 ①栃木市屋内運動場 ②大塚運動広場 ③大宮運動広場 ④尻内河川敷運動場 ⑤柳原河川敷運動場 ⑥大光寺河川敷運動場 ⑦皆川東宮運動場 ⑧市剣道場 ⑨市弓道場 ⑩城内ニュースポーツ広場 ⑪大皆川ニュースポーツ広場 【管理方法】 ①大塚運動広場、大宮運動広場については管理運営委員会が組織され管理運営を委託している。 ②市剣道場については、管理人を設置している。 ③大塚運動広場、大光寺河川敷運動場、柳原河川敷運動場については清掃員が月4回定期的に清掃をしている。	【名称】 ①大平体育館 ②大平南体育館 ③大平武道館 ④大平運動公園施設・さくら球場 ・多目的運動広場（第1・2） ・テニスコート ⑤大平地域の運動ひろばの運営 【管理方法】 各施設の利用受付はスポーツ施設受付センターを設置し、受付業務等をシルバークリスタルセンターへ委託している。	【名称】 ①藤岡総合体育館 ②渡良瀬運動公園 ③三嶋スポーツ広場 ④藤岡弓道場 ⑤藤岡スポーツふれあいセンター 【管理方法】 ◆事務関係 ①臨時職員、シルバークリスタルセンターで管理 ②職員 ③職員 ④体育館で管理 ⑤職員及び臨時職員 ◆業務関係 ①臨時職員及び業者委託 ②直営及び業者委託 ③シルバークリスタル ④利用団体 ⑤業者委託	【名称】 ①都賀市民運動場 ②都賀体育センター ③つがスポーツ公園・多目的広場 ・テニスコート 弓道場 ④都賀南部コミュニティセンター ・運動場 ・体育館 ⑤木コミュニティセンター ・運動場 ・体育館 ⑥大柵コミュニティセンター ・体育館 ⑦赤津スポーツひろば ⑧赤津ターゲットバードゴルフコース 【管理方法】 一部シルバークリスタルセンターに委託	【名称】 ①西方総合文化体育館 ②西方桜グラウンド ③西方北グラウンド ④西方南グラウンド ⑤真名子運動広場 ⑥西方総合公園	【名称】 ①岩舟町総合運動場・野球場 ・ソフトボール場 ・ゲートボール場 ・テニスコート ②岩舟町武道館 ③岩舟町ふれあい公園 【管理方法】 平日 8:30～17:15まで職員が管理 平日 17:15～22:00まで、及び土曜・日曜・祝日の 8:30～22:00までの管理をシルバークリスタルセンターに委託。 ・月曜日は 17:15 以降休館 ・月曜日が祝日の場合は、終日休館	栃木市の例により合併時に統合する
4								

23

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
24	ふるさと文化振興基金に関すること 2 1 6	目的 市民文化の向上を図り、個性的な地域づくりを推進するため設置。 基金総額 57,853 千円（平成 23 年年度末現在）	栃木市の例により合併時に統合する。
	公文書の収集・整理に関すること 2 9 1	藤岡総合支所の廃棄文書整理作業の際、貴重な公文書を収集し、整理して保管する事業。現在、藤岡教育支所で行っている事業で、今後、本庁と支所すべてで行う事業として協議中である。	栃木市の例により合併時に統合する。
26	図書館振興基金に関すること 3 3 1	名称 栃木市図書館振興基金 目的 図書館振興経費に充てるため 基金総額 21,808 千円（平成 24 年 3 月末現在）	栃木市の例により合併時に統合する。

3. 岩舟町の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
1	指導者養成講習会に関すること 3 8	名称 岩舟町スポーツ指導者養成講習会 目的 スポーツ指導者を対象にスポーツに関する理論や実技についての研修を行い、指導者としての資質向上を図る。 対象 スポーツ推進委員・総合型スポーツクラブ設立検討委員・体育協会指導者・教職員・スポンサークラブ指導者・その他	岩舟町の例により合併時に統合する。

4. 合併後に統合

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
1	社会科副読本に関すること 9 3	小学 3、4 年生を対象に、自ら住んでいる地域を学習とするため、教材として社会科の副読本を編集し、配布する。	合併時は現行のとおりとし、平成 27 年 3 月までに統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	図書館電算システム に関すること	名称 ・図書館新総合システム システム名 ・LOOKS21 日立 内容 ・オンライン業務（貸出・返却・検索・蔵書管理・利用者管理等） ・パブリック業務（書誌登録・統計・督促・発注受入等） ・利用者検索システム（検索・催し物案内・利用状況等）	名称 ・図書館新総合システム システム名 ・LOOKS21 日立 内容 ・オンライン業務（貸出・返却・検索・蔵書管理・利用者管理等） ・パブリック業務（書誌登録・統計・督促・発注受入等）	合併後、栃木市のシステムに統合する。
	2 5 9			

5. 合併後に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	学校教育用コンピュータ整備事業に関する こと	学校教育用コンピュータは、文部科学省の示す基準を基本とし整備している。 ・教育用センタサーバ化。（西方地域） ・学校ホームページはネットワークで統合して整備している。	各学校に教育用コンピュータを整備している。 また、教育用ネットワークを整備し、校務支援システム、グループウェア、学校ホームページを統一的に整備し運用している。	合併後に再編する。
	4 2			
2	学校教育負担金に関する こと	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。 ・下都賀地区市町教育委員会連合会負担金 ・栃木県小学校校長会市町村負担金 ・栃木県公立小中学校教頭会負担金（小学校分）等	教育振興、教員の資質向上を図るため、小中学校負担金を交付し、教育内容の充実を図る。 ・下都賀地区市町教育委員会連合会負担金 ・栃木県小学校校長会市町村負担金 ・栃木県公立小中学校教頭会負担金等	合併後に再編する。
	4 4			
3	教育計画に関する こと	本市の教育の振興に関する施策を計画的に推進するため、基本的な方向性や重点施策等を定めた教育計画を策定する。（平成 25 年度～平成 29 年度）	本市の教育の振興に関する施策を推進するため、基本方針や具体的事業を定めた教育振興計画を策定している。（毎年）	合併後に再編する。
	2 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4	スポーツ推進計画に 関すること 3 7	策定予定	該当なし	合併後に再編する
5	郷土芸能に関するこ と 2 3 7	栃木市内各地域に残る郷土芸能は、各々の保存団体により 保存伝承されてきており、それらのうち特に貴重なものにつ いて 16 件を市指定文化財に指定している。	岩舟町には郷土芸能団体連絡協議会があり、現在、7 団体が 存在している。	合併後に再編する。
6	芸術の里づくり事業 に関すること 3 6 7	該当なし	「心豊かに安心して暮らせる やさしい自然と文化のま ち ”元氣な岩舟”」をめざしたまちづくりを推進することを 目的に、心豊かな町民の生活と活力ある地域社会の実現を図 るため、文化芸術の振興に関する事業を総合的に展開する。 ①ようこそ先輩課外授業 in いわふね ②アーティスト・イン・レジデンス	事業の実施には、学校 教育課等との連携が必 要なものもあり、合併後 事業内容についての協 議、確認を要するため、 合併後に再編する。
7	文化会館の維持管理 運営に関すること 2 4 0	【栃木地域】 施設や設備及び備品を安全、正常かつ良好な状態に保持し、 指定管理者業務として、地域の芸術の振興と向上を目指し、 市民の芸術文化の活動と交流を図る。 【大平・藤岡・都賀地域】 施設や設備及び備品を安全、正常かつ良好な状態に保持し、 市民の芸術、文化の振興及び福祉の増進を図る。	町民の芸術文化の振興と福祉の増進を図る。	合併後に再編する。
8	文化会館の施設整備 に関すること 2 4 1	【栃木・大平・藤岡・都賀地域】 施設の老朽化・劣化が著しい。利用者の安全性及び利便性 を確保し、行事に対応できるよう、施設整備や設備の更新を 進める必要がある。	文化会館は、平成 6 年の開館以来、老朽化が進んでいる。 利用者の安全性及び利便性を確保し多様化する貸館事業に対 応できるよう、施設整備や設備の更新を順次進めていく必要 がある。	合併後に再編する。
9	文化会館貸館業務に 関すること 2 4 7	【栃木地域】 文化の振興、教養を醸成する場、さらには創作活動の発表 の場として利用に供する。 【大平・藤岡・都賀地域】 市民の芸術、文化の振興及び福祉の増進を図る。	本町の芸術文化の振興を図る。	合併後に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

№.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
10	社会人権教育に関すること	【栃木地域】 女性学級、高齢者教室で、人権講座を開催 【大平地域】 人権講演会、指導者養成講座、リーダー研修等を開催 【藤岡地域】 人権教育指導者や住民を対象として人権研修を開催 【都賀地域】 ふれあい大学、女性セミナーの講座で、人権教育講座を開催 【西方地域】 ふるさとゼミナール講座の中で、様々な人権教育講座を開催	家庭教育学級や女性学級、高齢者教室で、人権講座を開催	合併後に再編する。
	7 6			
11	社会教育に係る企画・調整に関すること	「栃木市の教育」の中で社会教育についての基本方針や重点目標等を明記	該当なし	合併後に再編する。
	7 2			
12	社会教育指導員に関すること	社会教育の特定分野についての、直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等 栃木地域 8 名、大平地域 1 名、藤岡地域 1 名、都賀地域 1 名、西方地域 1 名 計 12 名	該当なし	合併後に再編する。
	7 5			
13	家庭教育に関すること	学校、家庭、地域との連携を図りながら、家庭教育及び支援体制の充実を図る。社会教育指導員が中心になり事業を実施している。	学校、家庭、地域との連携を図りながら、家庭教育の考え方や子どもへの理解、親としてのあり方等について学習機会の充実を図る。各小中学校の企画・運営により事業を実施している。	合併後に再編する。
	1 0 1			
14	生涯学習推進本部に関すること	市の生涯学習を総合的に整備、充実する方策等を研究協議し、生涯学習を計画的に推進する。	該当なし	合併後に再編する。
	1 1 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｂランク）

教育部会

№.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
15	事務事業名 生涯学習推進事業に 関すること	関連事業 とちぎ未来アシストネット（学校支援地域本部）	合併後すみやかに再 編する。
	372	町民が主体となった生涯学習のまちづくりを推進するた め、学校・家庭・地域が一体となった、学校支援の在り方、 体験活動の実施方法の検討などについて、各社会教育団体と 連携して心豊かな青少年の育成を目指す。 ①ふれあい学習推進会議の開催 学校・家庭・地域の基本的な役割の整理と三者におけるバ ランスのとれた教育の推進を目指す。 ②岩舟町教職員・学校支援ボランティア交流会 学校と地域社会の連携協力体制づくりの推進をするため、 教職員の方とボランティアの方が一堂に会し、学校の思い や、地域の思いを互いに伝え合い、実施に向けてアイディ アを生み出す。	
16	図書館の管理運営業 務に関すること	名称 ・ 栃木市図書館 （栃木館・大平館・藤岡館・都賀館・西方分館） 運営形態 ・ 指定管理者による運営管理（栃木館・大平館） ・ 市直営（藤岡館・都賀館・西方分館） （指定管理機関の終了する平成26年3月末までに見直す）	合併後すみやかに再 編する。
	253	名称 ・ 岩舟町中央公民館図書室 運営形態 ・ 町直営	

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(教育部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

1. 現行のとおり

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	寄付の受納に関する こと 1 1	一般的な寄付金、寄付物品等の取扱いとその報告に関する事務を教育総務課で行う。	一般的な寄付金、寄付物品等の取扱いとその報告に関する事務。	現行のとおり新市において継続する。
2	学校施設の維持管理 業務に関すること 3 0	市内小中学校の学校施設（貯水槽、消防設備、プール設備含む）の保守点検、管理修繕をし、教育環境の充実を図る。	教育環境の充実を図るため、町内の小学校 4 校、中学校 1 校の学校施設維持修繕、学校施設（貯水槽、消防設備、プール設備含む）の保守点検、管理を行う。	現行のとおり新市において継続する。
3	国有地、民地の賃貸 借に関すること 3 4	・吹上中学校トレニングコース用地の賃借 ・東陽中学校入口道路用地の賃借 ・大平南小学校学童農園用地の賃借 ・藤岡第二中学校校庭用地の賃借 ・赤津小学校登下校時の通学路待合所敷地	・スクーールバス待機場の借用	現行のとおりとする。
4	公立学校施設台帳に 関すること 4 1	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	文科省初等中等教育局の施設台帳管理システムによる台帳の管理を行う。	現行のとおり新市において継続する。施設台帳管理システムについては、合併時に統合する。
5	市町村教育委員会教 育長地区協議会に関 すること 5 4	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	栃木県教育の発展を図るため、県教委と各市町教委が連携を図り、一貫性のある人事構想について協議する。	現行のとおり新市において継続する。
6	公務災害に関するこ と 5 6	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	教育委員会所属の職員が公務上の負傷を受けた場合の事務手続きを行う。	現行のとおり新市において継続する。
7	防犯パトロールに関 すること 6 0	下校児童の安全確保のため、職員による防犯パトロールを実施している。しかし、各地域において実施方法に差異がある。	下校児童の安全確保のため、職員による防犯パトロールを実施している。	現行のとおり新市において継続する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
8	事務事業名 地区結核対策委員会 に関すること	県南健康福祉センター管内結核対策委員会を置く。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	182		
9	教職員健康診断業務 に関すること	公立小中学校教職員の健康診断を実施	現行のとおり新市に おいて継続する。
	209		
10	共同訪問に関するこ と	下都賀教育事務所と教育委員会が共同で市内の小中学校を 訪問し、教育活動全般について確認・指導し、より充実した教 育活動を推進する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	66		
11	教育課程編成に関す ること	学習指導要領等に基づき、校長が編成し、学校教育課に届け 出るものとする。学校教育課は、校長の編成した教育課程に関 して、必要な助言、支援を行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	71		
12	教育指導計画に関す ること	各教科、特別活動及び児童・生徒指導等において、年間指導 計画を作成し、学校教育課に届け出るものとする。学校教育課 は、各学校の年間指導計画に関して、必要な助言、支援を行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	72		
13	内地留学・大学院研 修教員派遣に関する こと	教職員の研修を目的に、内地留学、大学院研修に教育長及び 学校長の内諾を必要として適任者を推薦し派遣している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	74		
14	児童生徒の事故・災 害に関すること	校長は、児童生徒に事故等が発生した場合は、学校教育課に 速やかに報告する。報告の内容及び方法等については、学校管 理規則及び学校職員職務規程において定める。 また、学校教育課は学校と常に連携し、県教委等の関係機関 に対応するものとする。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	76		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
15	スクールカウンセラ ーに関すること	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠 点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	栃木県スクールカウンセラー活用調査研究事業に基づき、拠 点となる学校にスクールカウンセラーを配置する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	7 9			
16	教科書展示に関する こと	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の 見本を展示し、広く多くの人に見覧させる。	教科書の適正な採択に役立てるため、小中学校等の教科書の 見本を展示し、広く多くの人に見覧させる。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	8 2			
17	不登校児童生徒に関 すること	不登校児童生徒に対する教育相談等、関係機関と連携し学校 生活への復帰を支援する。	不登校児童生徒に対する教育相談等、関係機関と連携し学校 生活への復帰を支援する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	9 1			
18	1 0 年経験者研修に 関すること	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の 教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	教育公務員特例法に基づき、現職研修の一環として、個々の 教員の能力、適応性に合った研修を受講する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	9 4			
19	総合教育センター研 修・講座に関するこ と	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が 参加する事務を行う。	県総合教育センターが実施する研修等に各学校の教職員が 参加する事務を行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	9 7			
20	児童生徒の安全に関 すること	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連 携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等について、 指導を行う。	学校安全に関する管理、指導、安全教育の推進、地域との連 携による組織的な事故防止、危機管理体制の整備等について、 指導を行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	9 8			
21	進路指導に関するこ と	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進す る。	学習指導要領に基づき、各学校における進路指導を推進す る。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	1 0 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
22	健康安全教育に関する こと	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	学校保健法に基づき、学校の学校保健計画や学校環境衛生の維持改善及び学校環境の安全管理について必要な助言指導を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	1 0 4			
23	要請訪問（広域指導） に関すること	市教育委員会の指導主事による適切な指導助言を実施するとともに、教員の資質向上を図るための研修会の開催や各学校の訪問等の要請に対応し、学校、教員等の指導に対する支援を行う。	町教育委員会の指導主事による適切な指導助言を実施するとともに、教員の資質向上を図るための研修会の開催や各学校の訪問等の要請に対応し、学校、教員等の指導に対する支援を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	1 2 1			
24	教職員の行政処分に 関すること	栃木県教育委員会及び下都賀教育事務所の指導を受けながら、連携を図り、教職員の服務の厳正に努める。	栃木県教育委員会及び下都賀教育事務所の指導を受けながら、連携を図り、教職員の服務の厳正に努める。	現行のとおり新市において継続する。
	1 2 7			
25	学校評議員制度に関 すること	各小中学校の学級数及び児童生徒数等に応じて、1校当たり5人～8人の学校評議員を配置する。 評議員1人当たり10,000円（年間）の謝金を支給する。	各小中学校の学級数及び児童生徒数等に応じて、1校当たり5人～8人の学校評議員を配置する。 評議員1人当たり10,000円（年間）の謝金を支給する。	現行のとおり新市において継続する。
	1 3 1			
26	教職員の公務災害に 関すること	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償基金の公務災害・通勤災害の認定にしたがって、適正な公務災害等の補償を図る。	現行のとおり新市において継続する。
	1 3 5			
27	教職員の人事に関す ること	市教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	町教育委員会が栃木県教育委員会に内申し、それに基づいて栃木県教育委員会が退職、異動、新規採用等の辞令を交付する。	現行のとおり新市において継続する。
	1 3 6			
28	教職員の教員評価に 関すること	教職員の評価制度規則に基づき実施する。	教職員の評価制度規則に基づき実施する。	現行のとおり新市において継続する。
	1 3 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
29	事務事業名 事務事業番号 教職員の服務に関する こと	地方公務員法第6節（服務の根本基準）第30条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（服務の監督）第 43条	現行のとおり新市に おいて継続する。
	138		
30	校務管理に関するこ と	効率的な学校運営のため各学校で毎年校務分掌の整備を行 ないながら、校務管理を校長が統轄している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	139		
31	在外教育施設・長期 研修派遣に関するこ と	在外教育施設、大学院、独立行政法人教員研修センター等で の研修を希望している教員は推薦することとしている。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	140		
32	臨時任用に関するこ と	栃木県教育委員会臨時任用教職員の身分取扱要綱に従っ て、人事管理の適正を図る。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	143		
33	教職員の学校事故に 関すること	校長からの所属職員に関する事故報告を処理し、適切に対応 する。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	146		
34	校長・教頭・栄養教 諭等選考試験の事務 に関すること	服務規程に基づき、選考試験に関する事務を行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	148		
35	教職員の加配に関す ること	きめ細やかな教科指導や児童生徒指導、特色ある学校運営等 のために加配の配置を栃木県教育委員会の指導のもと行う。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	149		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
36	新しい教員人事管理制度に関する事 こと	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	児童生徒に対する指導が不適切であると思料される教員等に対して、要綱に従って研修を実施する。	現行のとおり新市において継続する。
	150			
37	教職員組織・学級編 制・主任任命に関す ること	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	学校組織として、県費負担教職員を配置し、校務分掌を定め、児童数に基づいて学級編制を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	155			
38	教職員の給与に関す ること	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	教職員に関わる給与改定や手当の一部改正等を学校に周知するなど、給与関係全般の事務処理を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	160			
39	教職員の免許、履歴、 免許の更新、免許法認 定講習に関する事 こと	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	教職員の免許状の所持確認を行うとともに、更新や取得に係る認定講習等の各種手続き並びに指導等を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	161			
40	学校行事に関する事 と	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	各学校において実施する学校行事について、学校管理規則及び服務規程に基づき、届出の依頼及び承認等の事務を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	169			
41	児童生徒防犯ブザー に関する事 こと	新入学児童に対して、防犯ブザーを配付し、児童生徒の登下校時の安全を確保する。	新入学児童に対して、防犯ブザーを配付し、児童生徒の登下校時の安全を確保する。	現行のとおり新市において継続する。
	170			
42	教科書無償給与事務 に関する事 こと	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	国が義務教育諸学校の児童生徒の使用する教科書を無償で給与する制度で、給与に関する事務を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	174			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
43	特別支援教育就学奨励費に関する事	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を援助する。	現行のとおり新市において継続する。
	175			
44	学校給食調理場の維持管理に関する事	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	児童生徒に安全でおいしい給食を提供するために、学校給食調理場の施設や設備の維持管理を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	196			
45	学校給食の地産地消に関する事	直売部会等と協議を進め、身近な産地の旬の食材を取り入れた給食を実施している。	直売部会等と協議を進め、身近な産地の旬の食材を取り入れた給食を実施している。	現行のとおり新市において継続する。
	201			
46	学校給食物資の調達に関する事	公会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	公会計による支払い 栃木県学校給食会と物資納入契約業者から購入している。	現行のとおり新市において継続する。
	211			
47	スポーツ大会の後援及び共催に関する事	【目的】 本市のスポーツ振興と競技力の向上を目的としてスポーツ大会開催の後援及び共催を行う。 【内容】 国、地方公共団体その他の団体の主催する事業について、後援又は共催を行う。	【目的】 本町のスポーツ振興と競技力の向上を目的としてスポーツ大会開催の後援及び共催を行う。 【内容】 国、地方公共団体その他の団体の主催する事業について、後援又は共催を行う。	現行のとおり新市において継続する。
	16			
48	スポーツ・レクリエーション大会に関する事	【都賀地域】 目的 「市民ひとり1スポーツ」の実現及びニュースポーツの普及と市民の健康保持・増進並びに参加者相互の親睦を図るため開催する。 名称 かがやけふれあいフェスティバル	該当なし	現行のとおり新市において継続する。
	21			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
49	公民館維持管理業務委託に関すること	公民館利用者が安全かつ快適な気分で利用できるよう、各種業務委託を行う。	公民館利用者が安全かつ快適な気分で利用できるよう、各種業務委託を行う。	現行のとおりとする。
	5 7			
50	公民館主催事業に関すること	住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講している。	住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、各種学級講座を開講している。	現行のとおりとする。
	1 3 3			
51	公民館だよりに関すること	地区内の事業の案内や各種団体活動の報告などを広報するため、定期的に発行している。	該当なし	現行のとおりとする。
	3 2 6			
52	郷土資料の収集保管等に関すること	本庁文化課にて資料収集を行い、栃木市郷土参考館、おおひら歴史民俗資料館、おおひら郷土資料館、藤岡歴史民俗資料館、都賀歴史民俗資料館、西方民俗資料室等にて保管している。	岩舟町教育委員会社会教育課にて資料収集を行い、小野寺研修所、岩舟町中央公民館等にて保管している。	現行のとおり存続する。
	1 7 2			
53	文化財関係刊行物に関すること	本庁文化課にて刊行物の受領と発送を行っている。	岩舟町教育委員会社会教育課にて刊行物の受領と発送を行っている。	現行のとおり存続する。
	1 8 2			
54	埋蔵文化財に関すること	栃木市内には数多くの埋蔵文化財包蔵地が確認されており、包蔵地内に開発行為が行われる場合、本庁文化課と開発業者に協議して、埋蔵文化財の保護に務める。	岩舟町内には数多くの埋蔵文化財包蔵地が確認されており、包蔵地内に開発行為が行われる場合、社会教育課と開発業者に協議して、埋蔵文化財の保護に務める。	現行のとおり存続する。
	1 8 3			
55	県芸術祭に関すること	文化芸術の振興を図るため、県芸術祭への参加の周知を図る。	文化芸術の振興を図るため、県芸術祭への参加の周知を図る。	現行のとおり存続する。
	1 9 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
56	日光杉オーナー制度 に関する事	栃木市は旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町時代の杉が合計で5本ある。	岩舟町には杉1本がある。	現行のとおり存続する。
	233			
57	下都賀西部ブロック 文化協会会議に 関すること	【栃木地域】 ブロックの文化協会が互いに影響しあい、相互の緊密な連絡協調を形成し、もって地域文化の振興発展に資することを目的に設立。	下都賀西部ブロック文化協会（平成3年2月21日設立）に加入。	現行のとおり存続する。
	218			
58	資料館等に関する こと	【栃木地域】 本庁文化課の所管として、旧栃木市に郷土参考館・下野国庁跡資料館・星野遺跡地蔵たんけん館、星野遺跡憩いの森がある。 【大平地域】 本庁文化課の所管として、旧大平町におおひら歴史民俗資料館・おおひら郷土資料館がある。 【藤岡地域】 本庁文化課の所管として、旧藤岡町に藤岡歴史民俗資料館がある。 【都賀地域】 本庁文化課の所管として、旧都賀町に都賀歴史民俗資料館がある。 【西方地域】 本庁文化課の所管として、旧西方町に西方民俗資料室がある。	JR 岩舟駅の近くに「岩舟町石の資料館」がある。 民間の資料館を岩舟町と賃貸借契約を締結している。	現行のとおり存続する。
	285			
59	資料館の維持管理に 関すること	【栃木地域】 各館の特徴を活かしながら本庁文化課にて維持管理している。 【大平地域】 おおひら歴史民俗資料館とおおひら郷土資料館は指定管理者が管理している。 【藤岡地域】 各館の特徴を活かしながら本庁文化課にて維持管理している。 【都賀地域】 各館の特徴を活かしながら本庁文化課にて維持管理している。 【西方地域】 各館の特徴を活かしながら本庁文化課にて維持管理している。	岩舟町教育委員会社会教育課にて所有者と維持管理の契約を締結している。	現行のとおり存続する。
	286			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
60	事務事業名 事務事業番号 納涼祭に関すること 305	【大平地域】 大平地域の住民が、一堂に会して憩いのひとときを楽しむ親睦を図り、健康で明るい町づくりと連帯感を深めることを目的とする。	該当なし
	文化会館自主事業に関すること 248	【栃木・大平・藤岡・都賀地域】 文化の向上を目指し、芸術性に優れた催事を企画、招聘し、市民に芸術文化を鑑賞する機会を提供し、市民の文化意識の高揚を図る。	芸術文化鑑賞の機会提供と、クラシック音楽ホールとしての特性を生かした良質のコンサートの提供で広く文化関連事業を展開することにより、地域芸術文化の拠点として住民の意識の向上を図る。
62	わくわく野外体験に関すること 304	【大平地域】 小学校４年生から６年生を対象として、自然とのふれあい体験等により、生きる力を育ませる。	該当なし
	視聴覚教材・機材の整備充実に関すること 45	下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会にて実施。	下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会にて実施。
63			現行のとおり存続する。

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	教育委員会の公告式及び委員会規則の制定改廃に関すること	公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入し、教育委員会の印を押して、委員長が署名する。公告式規則に規定する掲示場については、本庁の1箇所とする。	規則等は、会議において議決した日から起算して、7日以内に公布するものとする。 ・規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して委員長が署名押印するものとする。 ・規則等の公布は、役場前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
2	2			
2	教育委員会の議事に関すること	会議は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回開催する。 【会議内容】 議案、協議、報告、教育長報告及び各課等からの行事予定等報告	会議は定例会及び臨時会とし、定例会は毎月1回開催する。 (8月を除く。) 【会議内容】 付議事項（議案・協議・報告）、教育長報告、各課等からの行事予定等報告	栃木市の例により合併時に統合する。
3	3			
3	教育行政の総合調整に関すること	教育委員会内の教育行政の総合調整に関する事務は教育総務課が行う。なお、本庁内の調整は教育総務課が、各教育支所内の調整は各教育支所の担当チームが行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
4	4			
4	叙位叙勲及び表彰に関すること	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。 なお、栃木地域は本庁教育総務課で、大平・藤岡・都賀・西方地域については各教育支所の担当チームがその事務を行う。	春秋・高齢者・死亡叙位等の叙勲に関する必要書類の作成・提出をし、勲章・勲記を受賞者に伝達する。	栃木市の例により合併時に統合する。
5	9			
5	公印の管理に関すること	公印の作成、登録、告示については教育総務課で行う。 公印の管理については、栃木市教育委員会委員長印、栃木市教育委員会教育長印、栃木市教育委員会印、栃木市教育委員会委員長職務代理者印、栃木市教育委員会之印、栃木市教育委員会専任公印については、各教育支所長が、栃木市立小（中）学校長印については、各校長が保管する。	公印の作成、登録、告示については学校教育課で行う。 公印の管理については、岩舟町教育委員会委員長印、岩舟町教育委員会教育長印、岩舟町教育委員会印、岩舟町教育委員会之印、岩舟町教育委員会専任公印については、各教育支所長が、岩舟町中央公民館長之印は中央公民館長が保管する。学校長印については、各校長が保管する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事業事業名 事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
6	教育に係る調査、指 定統計、その他の統 計に関すること	教育に関する調査、地方教育費調査等に関する事務は、教育総務課、各教育支所及び関係各課が連携して行う。	岩舟町の教育に係る調査、地方教育費、地方教育行政調査等に関する事務を行う。 学校教員統計調査、公立学校教員構成調査は、学校教育課所管。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2			
7	管内外の教育長・教育委員会会議に関すること	管内外の教育長・教育委員会会議を通して、文教施策の円滑な実施と教育委員会の適正な運営を図る。 【内容】 下都賀地区教育長部会 栃木県市町村教育委員会連合会市教育長部会 関東地区都市教育長協議会 関東甲信静市町村教育委員会連合会 全国都市教育長協議会 など	管内外の教育長・教育委員会会議を通して、文教施策の円滑な実施と教育委員会の適正な運営に資する。 【内容】 下都賀地区教育長部会 栃木県市町村教育委員会連合会町村教育長部会 関東甲信静市町村教育委員会連合会 北関東町村教育長会 など	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 6			
8	教育関連リーフレットの作成に関すること	市の教育全般を対外的に紹介するため、教育委員会のリーフレットを作成し、配布している。	町の教育全般を対外的に紹介するため、教育委員会の【岩舟町教育委員会要覧】及び概要版を作成し、配布している。 【掲載内容】 ・学校教育、社会教育の施策実施状況 ・岩舟町の教育振興基本計画 ・教育委員組織、文化財、予算 ・教育施設等	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 7			
9	事務部局内の幹部会議等会議に関すること	教育委員会の円滑な運営を図るため、連絡調整会議を設置し、教育長、教育次長、教育支所長、課長等により組織する。 教育振興に関する事項の協議検討、各地域の特色ある教育活動の状況把握と相互理解、教育委員会に付議する案件の事前調整、その他学校教育、生涯学習等各分野における情報の共有や事前調整等必要な事項を協議する。	岩舟町教育委員会の円滑な運営を図るため、教育長の指揮命令の下、岩舟町教育委員会事務担当委員会を行う。 ○会議の構成は、教育長、課長、主幹兼担当長。 ○会議の附議事項は、町教育の振興に関する事項、教育委員会の附議案件に関する事項、教育委員会事務局内で相互理解が必要と認められる事項。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 0			
10	学校警備業務に関すること	市内小中学校の平日夜間と土日、学校休日に警備会社による機械警備業務を行う。 教育総務課で契約する。	町内の小学校４校と中学校１校の計５校において、いわゆる平日の夜間及び土・日曜日等の学校の休日に、機械警備業務を行うものである。 町長部局の管財部門で契約する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランケ）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
11	通学路の安全に関する こと	学校の協力を得ながら適宜通学路の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、事故防止の対策について、周辺事情を踏まえながら、関係課等と連携して、ソフト・ハード両面から行う。	「通学路の指定に関する要綱」に基づき通学路の指定及び安全確保を図っている。 学校から要望（防犯灯設置、道路舗装、歩道確保）があった場合、学校教育課が関係各課と協議を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 3			
12	文書の収受・発送及び保管に関すること	文書の収受については、本庁と教育支所がそれぞれ収受し、各庁舎間で文書の連絡を行う。 郵便物等の発送については、本庁、教育支所それぞれで行う。文書の整理保存については、文書取扱規程に準じ処理する。	文書の収受については、学校教育課が行う。発送については、各課で行う。 郵便物等の発送については、町長部局総務課において行っている。文書の整理保存については、文書取扱規程に準じ処理する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 2			
13	教育祭に関すること	栃木市教育会事務局幹事校が中心となり、教育委員会事務局と連携をとりながら、教職員と教育委員会職員が総務部、表彰部、式典部、宣伝部の４部に分かれて、各担当ごとに準備し、教育祭を実施している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 5			
14	公立学校共済組合に関すること	共済組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした長期・短期給付、保健、宿泊、貸付等事業を行う。栃木市において加入者は１名で毎月・費与月における掛け金・負担金の納入事務を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 7			
15	教育委員会点検評価に関すること	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。 〔点検評価の対象〕 教育委員会の活動及び新市まちづくり計画におけるまちづくり基本方針「３地域への愛着と誇りをはぐくむまち」の施策分野において展開された平成 23 年度の主な施策・事業等。	教育に関する事務管理や執行状況の点検・評価について評価委員による意見聴取をし、これを議会に報告する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 1			
16	共催・後援意義等の使用許可に関すること	【申請手続き】 栃木市教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱に基づき、申請受付や承認等の事務を行う。 共催、後援等の使用許可に係る事務については、本庁及び各教育支所において受付するものとし、各地区連携し処理するものとする。	【申請手続き】 岩舟町教育委員会の後援等に係る事務取扱要綱に基づき、申請受付や承認等の事務を行う。 共催、後援等の使用許可に係る事務については、学校教育課で受付する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 7 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
17	事務事業名 事務事業番号 学校の保健及び環境衛生に関すること 183	児童生徒の健康増進及び環境衛生の増進を図る。 地下水使用校の飲料水の検査を行う。（放射能検査もあり）	栃木市の例により合併時に統合する。
	学校保健会に関すること 186	市で、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校養護部会等と学校保健会を組織する。また、市内小中学校児童生徒の健康優良に関わる表彰を行う。	下都賀郡学校保健会を合併の前日をもって脱退する。栃木市の例により合併時に統合する。
19	就学時健康診断業務に関すること 187	就学予定者の心身の状況を的確に把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行う。 健診執務医師（内科、眼科、歯科）	栃木市の例により合併時に統合する。
	養護部会研究会に関すること 188	各学校の養護教諭の資質の向上や保健事務の円滑化を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
21	学校評価に関すること 64	文部科学省や県教育委員会等の学校評価に係る実施状況調査を行うことにより、今後の学校への支援の充実に生かす。	栃木市の例により合併時に統合する。
	教育講演会、年度始めの会に関すること 65	市立小中学校、市内高等学校・保育園・幼稚園の教職員を対象として、国県市等の教育施策を周知し、教育現場の充実を図るため、教育講演会及び年度始めの会を開催する。	栃木市の例により合併時に統合する。
23	学校・児童生徒表彰に関すること 68	市教育祭において、各小中学校の推薦により児童・生徒の表彰を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
24	指定研究に関するこ と	様々な教育課題を研究するため、各学校や地域の実情に応じ て各小中学校の研究指定を行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	7 5		
25	教育委員による学校 訪問に関すること	教育委員が学校を直接訪問し、学校の現状や教職員の考 え方 等を把握するとともに、教委等の市教委に対する要望等を聴 取し、教育行政の充実に資する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	7 7		
26	市町内小中学校長 会・教頭会・教務主 任研修会に関するこ と	市内小・中学校長会（毎月）・教頭会（年３回）・教務主任研 修会（年４回）とも、それぞれ開催し、協議や研修を行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	7 8		
27	教科書採択事務に関 すること	県教委の教科用図書選定委員会の審議結果により作成され た選定資料をもとに市教委の採択の事務手続きを行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	8 1	市の教科書採択事務は、本庁学校教育課の所管とし、適正な 教科書採択事務を進めるため、教科書選定委員会を設置する。 審議の結果により作成された選定資料をもとに、栃木市教育 委員会が採択する。	
28	児童・生徒指導・教 育相談担当教員研修 会に関すること	児童生徒指導の情報交換を行うとともに、問題行動への適切 な対応をするための研修会等を開催する。 ・小学校部会、中学校部会 ・小学校部会、中学校部会及び人権擁護委員・保護司・ スクールガードリーダー合同 ・各部会及び高校との連携	栃木市の例により合 併時に統合する。
	8 8		
29	スクールガードリー ダーに関すること	警察官ＯＢなどの人材をスクーガードリーダーとして活用し、学校 登下校時等の安全のため、学校安全ボランティアの指導と評価 を行う。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	9 6		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
30	事務事業名 事務事業番号 初任者研修に関する こと 9 9	新規採用教職員に対して、総合教育センター等により一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養う。 また、夏季休業期間中に、市独自の研修を実施する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	人権教育に関するこ と 1 0 1	人権教育・啓発に関する総合的かつ効果的な施策を推進する。 ・小中学校人権教育研修会 ・人権教育研究校指定 2校（栃三小 栃東中） ・人権教育関係三課担当者会議（人権推進課・生涯学習課・学校教育課）	栃木市の例により合併時に統合する。
32	幼児教育に関するこ と 1 0 8	県から指定を受けた市内の小中学校及び幼稚園・保育園のほか、参加を希望する市内の小中学校及び幼稚園・保育園により、望ましい連携についての意見交換や研修会を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
33	通級指導教室に関す ること 1 1 2	障がい児の障がい度がい度に合わせた指導をすることで、児童の資質や能力の育成を援助する。 また、ことばの教室連携会議を実施する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	就学指導に関するこ と 1 1 3	障がい等のある児童生徒の適切な就学指導を行うため、栃木市就学指導委員会を設置する。 就学指導委員会は、医師、学識経験者、福祉関係職員及び教育関係職員をもって組織し、学校教育課が所管する。	栃木市の例により合併時に統合する。
35	小学校英語活動に関 すること 1 2 2	小学校の外国語（英語）活動の充実を図るため、A L T（外国語指導助手）とのチームティーチングを実施するとともに、教職員研修会を開催し、資質の向上を図る。 ・市内全小学校の特例校	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
36	教育相談に関するこ と	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。 ・定期的な学校訪問相談 ・来室相談（教育委員会相談室） ・電話相談（専用電話） ・臨床心理士の巡回訪問	児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を行う。 ・定期的な学校訪問相談 ・来室相談（適応指導教室） ・電話相談（適応指導教室）	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2 4			
37	教職員団体に関する こと	教職員協議会、教育会に係る事務を実施。	教職員協議会に係る事務を実施。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2 5			
38	教職員の各種表彰に 関すること	栃木県教育委員会より表彰 ・とちぎ教育賞 ・県教育功労者の表彰 ・栃木県公立学校職員退職者に対する表彰 栃木市教育委員会より表彰 ・栃木市教育功労者表彰 ・栃木市エギスパート教職員表彰 教育大会において、児童生徒と併せて教職員の表彰を行う。	栃木県教育委員会より表彰 ・とちぎ教育賞 ・県教育功労者の表彰 ・栃木県公立学校職員退職者に対する表彰	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2 6			
39	特別非常勤講師に関 すること	栄養教諭・学校栄養職員に特別非常勤講師の辞令を交付し、 食育の推進を図る。	栄養教諭・学校栄養職員に特別非常勤講師の辞令を交付し、 食育の推進を図る。 また、学校外から優れた人材を積極的に活用するため、特別 非常勤講師を配置している。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 2 9			
40	辞令交付式・着任式 に関すること	栃木市立学校職員服務規程に基づき実施する。 辞令交付式は、本庁において一括して実施し、着任式は当該 小中学校で実施する。	岩舟町学校職員服務規程に基づき実施する。 着任式、辞令交付式を町教育委員会で実施する。	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 4 1			
41	教育研究会、学年研 究会、各種研究会の 指導に関すること	市教育研究会 ・全体研修会は開催していない。 ・主に３部会が活動している。 ①音楽部会 ②理科部会 ③小学校第１学年部会	町教育研究会 ・全体研修会は開催していない。 ・主に２部会が活動している。 ①音楽部会 ②理科部会	栃木市の例により合 併時に統合する。
	1 4 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名		現	況	調整内容
	事務事業番号	栃木市		岩舟町	
42	2・3年目研修に関すること	2・3年目を迎えた教職員に対して研修を実施し、これからの教育を担う優れた人材を育成する。		該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	145				
43	児童生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること	学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。 栃木市指定の様式を使用 児童生徒の就学関係事務については、栃木地域については本庁において、大平、藤岡、都賀及び西方地域については各教育支所において処理するものとする。なお、通学校変更、区域外就学及び外国人児童生徒の就学受付に関しては、本庁学校教育課と各教育支所学校教育課で連携し処理するものとする。		学校教育法施行令に基づき入学期日等の通知、学校の指定を行うとともに、区域外就学等及び外国人の編入学の事務を行う。 岩舟町指定の様式を使用	栃木市の例により合併時に統合する。
	158				
44	教育実習受入承認に関すること	各大学から教育実習生の受入依頼を受けて、受入に関する承認等の事務を行う。		各学校で対応。	栃木市の例により合併時に統合する。
	172				
45	理科教育振興費補助に関すること	小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とし、実施する。		小中学校における理科・算数及び数学教育のための設備を整備充実させることを目的とする。（平成23年度実績なし）	栃木市の例により合併時に統合する。
	176				
46	学校図書館教育に関すること	各学校が学校運営費の中で、図書館教育を実施する。 図書館事務職員としては、正職員、嘱託職員、臨時職員のいずれか1名を各学校に配置している。		各学校が学校運営費の中で、図書館教育を実施する。 図書館事務職員としては、町学校事務（臨時職員）1名を各学校に配置している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	177				
47	学校給食研究会に関すること	栃木市学校給食研究会を設置し、学校給食の向上発展に必要な事業を行う。		下都賀郡学校給食研究会を設置し、学校給食の向上発展に必要な事業を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	197				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
48	学校給食食育研究会 に関すること 202	食育研究会を設置し、献立の作成に関する事業等を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	学校給食における食物アレルギー対応に関すること 239	食物アレルギー対応マニュアルを平成24年度～25年度に策定し、各調理場において対応する	
50	小中学校姉妹校化に関すること 241	小中学校間の連携を中学校区間の「姉妹校化」ととらえ、小中学校と中学校の異校種間の連携・強化により、発達段階を踏まえた一貫性のある教育を推進するとともに、同じ中学校区内の小中学校間および市内中学校区間の交流を図り、地域として特色ある教育活動を行うことで、「生きる力」を身に付け、いきいきと学ぶ児童生徒を育てる。	栃木市の例により合併時に統合する。
51	学校施設の営繕に関すること 247	【維持管理について】 ・維持管理マニュアルを作成、配布 ・施設自主点検内容の確認 ・学校への指導 【施設の営繕について】 ・施設管理者による修繕 ・業者による修繕 ・本庁においては、技能員による修繕 各学校に維持管理マニュアルを提示し、指導助言を行う。営繕の実施は、原則本庁及び教育支所の管轄内で対処、対応を行う。 小破修繕業務については、各施設管理者が実施している。	栃木市の例により合併時に統合する。
		【維持管理について】 ・学校において施設の自主点検を実施 【施設の営繕について】 ①施設管理者による修繕 ・小額な修繕については各学校において実施。（業者依頼） ・高額な修繕については、学校教育課業者において実施。（設計業務委託、発注） ②予算について ・修繕費を各学校に配当している。大規模修繕については、町振興計画に計上する。	
52	学校施設の営繕計画に関すること 248	床面積500㎡以上の建物の施設別営繕計画を継続して作成。併せて、学校施設の用途別、面積別構造別現状調査を進めている。	栃木市の例により合併時に統合する。
		学校施設の老朽化状況、学校ヒアリング、劣化診断基礎調査等から町振興計画に計上。 施設別営繕計画については該当なし。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
53	小規模特認校制度に関すること	自然、歴史、文化その他の恵まれた環境を生かした特色ある教育活動を行う特定の小規模校において、教育を受けることを希望する保護者に対し、通学すべき学校として教育委員会が指定した学校を変更することについての事務を行う。 ・大宮南小学校をモデル校に指定	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	249				
54	スポーツ少年団に関すること	【名称】 栃木市スポーツ少年団 【団数】 30 団 【種目】 バレーボール、卓球、フットベースボール、剣道、バスケットボール、野球、柔道、サッカー、空手	【名称】 岩舟町スポーツ少年団 【団数】 4 団 【種目】 バレーボール、剣道、柔道、野球		栃木市の例により合併時に統合する。
	9				
55	スポーツ振興基金に関すること	【名称】 栃木市スポーツ振興基金 【目的】 スポーツ振興経費の財源に充てるため 【基金総額】 13,755,676 円（平成 23 年度末現在）	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	11				
56	ウォーキング事業に関すること	【名称】 渡良瀬遊水地ウォーキング 三霞山ウォーキング 市民ハイキング 等 ※スポーツ推進委員により実施	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	18				
57	県南五市大会（総合、駅伝、スキー）に関すること	【目的】 県南五市（足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市）の親善と競技力の向上を目的に、総合大会、駅伝大会、スキー大会（真岡市を除く四市）を実施 【主催】 各市、各市教育委員会、各市体育協会 ※各市持ち回りで各大会を主管する	該当なし		栃木市の例により合併時に統合する。
	22				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
58	東武日光沿線三市剣道大会に関する こと	【名称】 東武日光沿線三市親善剣道大会 【目的】 東武日光沿線三市の剣道愛好者の親善を図り、剣道の普及・発展に資すること ※各市持ち回りで各大会を主管する	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 4			
59	県・管内公民館連絡協議会に関する こと	県内公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興発展に寄与する。	県内公民館相互の連携を図り、公民館活動の振興発展に寄与する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 6			
60	公民館施設使用許可に関する こと	使用申し込みは、使用予定日の2ヶ月前から受付。 使用者は、使用日7日前までに公民館使用許可申請書を提出する。 公民館使用の予約・申請の受理については、いずれの公民館でも可能。	使用申し込みは、使用月（年の4半期の3ヶ月）の1ヶ月前から受付。 使用者は、使用日5日前までに公民館使用許可申請書を提出する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 8			
61	公民館施設利用状況に関する こと	利用件数、利用人数、使用料等について、毎月作成している。	利用件数、利用人数、使用料等について、毎月作成している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 9			
62	公民館事業の成果・事業計画書に関する こと	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	毎年作成し、公民館運営審議会等において活用している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 6			
63	公民館における各種団体の事務に関する こと	社会教育団体の活動を支援している。	社会教育団体の活動を支援している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 3 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	事業事業名 事務事業番号	現 況	
64	国・県指定文化財に関すること	栃木市 本庁文化課にて、国指定文化財・県指定文化財・登録有形文化財に関する文書の受付と進達を行う。伝統的建造物群保存地区については、伝建推進室にて同様の業務を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	184		
65	美術品の収集に関すること	地元ゆかりの美術工芸作家の作品を調査し、芸術作品と資料の購入をして収蔵品数を増やす。	栃木市の例により合併時に統合する。
	197	該当なし	
66	美術品の展示に関すること	栃木市の芸術・文化の向上及び観光の振興に寄与するため、年6回企画展を開催する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	198	該当なし	
67	とちぎ蔵の街美術館の管理・運営に関すること	指定管理者による指定管理業務、おたすけ蔵の土地建物借用等の管理をする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	206	該当なし	
68	下野国庁まつりに関すること	国の指定文化財である下野国庁跡など、貴重な地域資源を活かし、住民合意に基づく主体活動を通して地域文化の伝承と振興を図るとともに、都市住民との交流による地域の活性化に資するため、「郷土芸能フェスティバル」をサブタイトルとして、伝統的な郷土芸能の伝承と振興を図る。 また、単に発表会だけにとどまらず、特産物等の広報・販売も行い、国府地区の地域振興をはかるまつもりとする。	栃木市の例により合併時に統合する。
	217	該当なし	
69	山本有三記念「路傍の石」俳句大会に関すること	本市出身の文豪・山本有三の業績を顕彰するとともに、俳句を通して少年少女の情操教育に資する。 県内及び姉妹都市である滝川市の小中学校を対象とし、各学校に投句用紙を配布し、投句してもらおう。	栃木市の例により合併時に統合する。
	220	該当なし	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
70	市民吹奏楽団に関する こと	演奏活動を通じ、栃木市における芸術文化の向上と市民意識の高揚を図ることを目的とする。 ①定期演奏会の開催、その他の演奏活動 ②市の事業及びその他の事業への参加 ③その他楽団の目的達成に必要な事業	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2 4			
71	田中一村会に関する こと	本市出身の日本画家・田中一村の業績をたたえ、その精神の普及・発展を図る。 平成 23 年度から活動を休止している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2 5			
72	清水登之顕彰会に関する こと	本市ゆかりに洋画家・清水登之の画業をたたえ、その業績を後世に伝える	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2 6			
73	鈴木賢二研究会に関する こと	本市ゆかりの彫刻家及び版画家・鈴木賢二の業績をたたえ、その研究を行う。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2 7			
74	文化財保護思想の普及に関する こと	本庁文化課にて文化財への理解を深めるため、文化財に関する情報の提供や社会学連携に努める。	岩舟町教育委員会社会教育課にて文化財への理解を深めるため、文化財に関する情報の提供や社会学連携に努める。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 3 0			
75	ふるさと太鼓事業に関する こと	栃木市のふるさと太鼓の継承のため、演奏と普及活動を行っている。太鼓は栃木市の備品となり、備品破損等に備えて動産保険に加入している。	岩舟町にて太鼓等を購入し、平成 13 年度から「いわふね円仁おはやし会」へ貸与している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 3 8			
76	後援・共催等事業に関する こと	栃木市の承認基準に従い、行っている。	岩舟町の承認基準に従い、行っている。	合併前の申請には経過措置を設けたうえで、承認の統一化を図るため、栃木市の例により合併時に統合する。
	2 4 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
77	栃木「蔵の街」音楽祭開催に関する事 244	毎年、栃木文化会館をメイン会場に、オリジナル楽器による演奏会を市民との協働により実施している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	資料の閲覧・貸与・借用・寄託に関する事 288	各資料館における資料収集に関する事で、本庁文化課にて資料の閲覧・貸与・借用・寄託を行うことが基本である。ただし、指定管理者（おおひら歴史民俗資料館）の場合は別途協議が必要である。	栃木市の例により合併時に統合する。
79	文化振興計画に関する事 362	本市における文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化振興計画の策定を行う。【平成24年度～平成25年度】	栃木市の例により合併時に統合する。
	文化大使に関する事 363	文化大使制度を構築し、市内各地域に存在する数々の歴史・文化遺産を市内外に広く案内することにより、地域の歴史・文化・伝統に対する市民啓発を行うとともに、本市のイメージアップ及び文化の振興を図る。	文化大使の職務内容を明確にしたうえで、制度構築に取り組み、栃木市の例により合併時に統合する。
81	美術品の管理に関する事 364	市所蔵の美術品等の適正な保管・管理を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	歌麿の調査研究に関する事 365	喜多川歌麿作品の調査・研究をすすめ、市内で歌麿を研究している個人・市民団体等と情報を交換し、歌麿を活用したまちづくりを検討する。	栃木市の例により合併時に統合する。
83	伝統的建造物群保存事業に関する事 369	平成24年度栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区が選定され、重要伝統的建造物群となった。栃木市栃木町伝統的建造物群保存地区は巴波川を含めた栃木宿を基本に選定に向けた検討を行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
84	文化振興に関するこ と	文化施設を核として、市民の生活や地域に根ざした伝統と文化を後世に継承するとともに、豊かな感性が育まれる市民文化の振興を目指す。	芸術文化鑑賞の機会提供と、クラシック音楽ホールとしての特性を生かした良質のコンサートの提供で、広く文化関連事業を展開することにより、地域芸術文化の拠点として住民の意識の向上を図る。	平成25年度策定予定の文化振興計画に則り、体系的な施策の展開を図る必要がある。栃木市の例により合併時に統合する。
	1 6 2	【栃木地域】 文化会館の利用状況を把握する。 【大平・藤岡・都賀地域】 会館の利用状況（自主事業及び貸館事業）を把握する。	会館の利用状況（自主事業及び貸館事業）を把握する。	
85	文化会館施設利用状 況に関すること	2 5 0	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	生涯学習人材バンク に関すること	4 4	該当なし	
86	生涯学習情報の収 集・提供・相談に関 すること	4 7	住民が受講することができる講座等の学習情報を中央公民館窓口、及びずらしやホームページ等により提供する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 1	栃木ユネスコ協会 ・ユネスコ子ども学校 ・国際交流草の根運動 ・国際理解教育の推進	該当なし	
87	ユネスコ協会に関す ること	8 1	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8 1	8 1	該当なし	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
89	科学する心を育む推進事業に関すること	サイエンススクールを通し、生活の様々な場面での不思議な現象や、興味を持ったことに対して進んで実験したり活動したりしながら、物事の真理を追究しようとする科学する心を育てる。さらに優れた業績を残した人達の生き方にふれさせることにより、自分の夢に前向きに取り組みその実現に向かって努力する心豊かなたくましい子どもたちを育てる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	100		
90	学校施設（特別教室）開放に関すること	市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で、青少年の健全育成並びに地域住民の文化の向上及びスポーツ振興の場として開放する。栃木中央小、栃木南中、大平西小の3箇所で実施し、使用料を徴収する。 使用時間：9：00～21：00 使用料：620円（1回3時間以内） ※平成25年度に料金改定予定	栃木市の例により合併時に統合する。
	159		
91	市町政情報出前講座に関すること	市役所職員が市民の要望に応じて講師として出向き、市役所の仕事や仕組み、制度などについて講座を開催することにより、市民の学びの場を提供するとともに市民と市役所職員の交流を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	160		
92	市民大学に関すること	市民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するとともに、出合い・交流・仲間作りの場を提供するため、栃木市の歴史や文化を主に、まちづくりに関する基本的なことや市民協働に関するテーマなど、年間カリキュラムを組んだセミナーを実施する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	161		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

３．岩舟町の例により、合併時に統合

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	岩舟町	
1	事務事業番号	岩舟町	岩舟町の例により合併時に統合する。
	小野寺氏に関すること	小野寺氏の発祥はここ岩舟町小野寺であり、小野寺氏に関する歴史を研究する講座を開いたり、小野寺氏に関するレファレンスに回答する。	
2	3 7 1		岩舟町の例により合併時に統合する。
	慈覚大師円仁に関すること	慈覚大師円仁に関する建造物や史跡の保存整備や問い合わせに対する回答をする。	
	3 7 3		

４．栃木市の例により、合併後に統合

No.	現 況		調整内容
	事務事業名	岩舟町	
1	事務事業番号	岩舟町	栃木市の例により合併後に統合する。（様式等を統一）
	文化会館使用許可に関すること	行政財産の使用許可及び使用料の徴収を行う。	
2	2 4 9		栃木市の例により合併後に統合する。
	歯の衛生週間関係及びむし歯予防に関すること	【栃木・都賀地域】 行政財産の使用許可及び使用料の徴収を行う。 【大平・藤岡地域】 行政財産の使用許可及び使用料の徴収を行う。（電柱敷地等関係は生涯学習課） 下都賀郡歯科医師会・下都賀教育事務所等共催の歯の衛生週間に関する行事に協力する。 むし歯ゼロ学校巡回指導を実施している。	
3	2 1 0		栃木市の例により合併後に統合する。
	教材備品の整備事業に関すること	小中学校で使用する教材備品について、効果的な授業が進められるよう、計画的に選択・整備を行う。 ・教育現場の判断により整備する備品については、一定の配分式に基づき、各校に予算配当する。 ・一定水準を保証する必要がある教材備品については、政策的視点から予算の範囲内で各校へ加配または教育委員会での別途整備する。	
	1 3		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
4	事務事業名 学校庁用備品の購入 に関すること	小中学校で使用する管理備品の新規整備・更新を行い、教育環境の充実を図る。 ・一定水準を保証する必要がある庁用備品については、整備水準および政策的視点から予算の範囲内で各校へ加配または教育委員会で別途整備する。	栃木市の例により合併後に統合する。
	1 4	小中学校で使用する管理備品について、新規購入し、学校の維持運営を円滑にし、もって教育環境の充実を図る。 ・予算要求前に各学校に備品購入要望調書の作成・提出を依頼し、ヒアリングを行い予算要求する。 ・予算配当後、学校と協議を行いながら整備する。 ・教育委員会が重点的に整備することとした備品、各学校に対し一定水準を保証する必要がある備品については、整備計画を策定し事務局が予算化する。	

5. 岩舟町の例により、合併後に統合

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
1	事務事業名 該当なし	いわふねサミットは、全国十数か所あるといわれる「いわふね」という歴史的にも由緒ある地名の中で、自ら町の活性化及び交流を図っていくための実践活動を行なうとともに、今後、時代の変化の中にあっても、町歴史や文化を後世に継承しつつ、互いに思いやり、助け合いながら、世代を超えた多目的交流へ発展を目指す。	岩舟町の例により合併後に統合する。
	3 7 0		

6. 合併時に再編

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
1	事務事業名 文化会館 催し 物案内・広報に関すること	会館で実施する催し物について、町民をはじめ近隣市町の利用者に對して広く周知を行う。	合併時に再編する。
	2 5 2		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

7. 合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
1	スポーツ大会に関する こと	【名称】 ① 郡市町対抗駅伝競走大会 ② 栃木市学童軟式野球大会 ③ 栃木市学童フットベースボール大会 ④ 大平地区マラソン大会 ⑤ 谷中湖ウオータースポーツフェスタ ⑥ わたらせ招待中学生女子ソフトボール大会 ⑦ わたらせ招待中学生女子バレーボール大会 ⑧ わたらせ招待小学生女子バレーボール大会 ⑨ 都賀地区綱引き大会 ⑩ 自治会対抗ソフトボール大会 ⑪ チャレンジデー ⑫ ゲートボール大会 ⑬ ターゲットバードゴルフ大会 ⑭ 婦人バレーボール大会 ⑮ ソフトボール大会 ⑯ グラウンドゴルフ大会 ⑰ ゲートボール大会 等	合併時は現行のとお りとし、合併後に再編 する。
	8		
2	ニューススポーツの普 及に関すること	【目的】 市民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニューススポーツの普及を図る。 【内容】 出前講座等によるニューススポーツの指導、普及等	合併後に再編する。
	15	【目的】 町民の健康づくり、体力づくりを支援するため、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に参加できるニューススポーツの普及を図る。 【内容】 ① 町内各小学校へ出前講座を行う。 ・タグラグビー、ドッジビー等のニューススポーツの指導、普及等 ・キンボールの講習会で審判の資格を取得し、大会等で審判活動の実施 ② 体育協会に置かれている体育推進委員が各自治会でニューススポーツの普及ができるよう、体育推進委員対象にニューススポーツの講習会を開催。	合併後に再編する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
3	事務事業名 文化財愛護団体・郷土史研究団体の育成に関すること	岩舟町で活動する文化財愛護団体等に対して、活動の場を提供し、活動をサポートする。岩船山に関する資料の調査を行うと同時に観光ボランティアもしているQの会がある。	当面は各地域でそれぞれに活動していきながら、新市に移行後、充分な検討と調整を経て、新たな活動指針を作成する。合併後再編する。
	192		合併後に再編する。
4	文化施設整備に関すること	各地域における文化施設の効果的活用を図るため、その整理・統合を検討するとともに、著名な作家や本市に縁のある芸術家等を紹介・顕彰し、先人の遺した貴重な資料や歴史的遺産を一堂に公開・開示する場として、新たに博物館等の整備についての調査・研究を進める。	該当なし
	202		
5	住民参加型ミュージカルに関すること	平成18年に旧栃木市制70周年記念事業の一環として、栃木市の生んだ文豪、山本有三作の「路傍の石」を原作とした市民ミュージカル「心に太陽を持って」を上演。 平成22年に新生栃木市誕生記念として、新しい市民の交流や地域文化の向上を目指して、栃木市民実行委員会が主催し、市及び教育委員会が共催となって、山本有三作の「路傍の石」を原作とした市民ミュージカル「心に太陽を持って」を上演(再演)。	「岩舟町」をテーマにミュージカルを創作し、地域住民の多くの参加を得て開催する。平成13年度 地域住民参加音楽劇「円仁」～最期の遣唐使僧へ。平成15年度 コスモスホール開館10周年記念 地域住民参加ミュージカル「iwafune」～ここは私のアルカデディアへ。平成21年度 麻布国民学校集団疎開 学童物語 「忘れがたきふさと 岩舟」。
	372		地域や市としての一体感を醸成できるよう、開催内容や開催方法について検討を行い実施する必要があるため、合併後に再編する。
6	文化団体の育成及び助言に関すること	市民により組織されている各種の文化団体の活動を育成・助長し、幅の広い文化活動の一層の充実に努める。	地域の特性を生かしながらも、市としての一体感を醸成できるよう文化団体の育成・助言に努める必要があるため、合併後に再編する。
	167		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	市町史売払いに関する こと	【栃木地域】 主に文化課で栃木市史全8巻の売払いを行っている。 【大平地域】 おおひら歴史民俗資料館で大平町史の売払いを行っている。 【藤岡地域】 主に藤岡歴史民俗資料館で藤岡町史全10巻の売払いを行っている。 【都賀地域】 主に都賀教育支所で都賀町史（歴史編、民俗編、自然編）の売払いを行っている。 【西方地域】 主に西方教育支所で西方町史等の売払いを行っている。	岩舟町史を発売している。	市町史売り払いの場所、金額の取り扱い等について統一する必要があるため、合併後に再編する。
	231			
8	文化会館プレイガイドに関する こと	【栃木地域】 指定管理者業務 市内文化会館、西方公民館、イープラス チケット額面金額の10% 【大平地域】 地域2箇所、市内文化会館 チケット額面金額の7% 【藤岡地域】 地域2箇所、市外2箇所、市内文化会館 チケット額面金額の10% 【都賀地域】 市内2箇所 チケット額面金額の10% 【西方地域】 西方公民館で他地域の文化会館分を取り扱う	町内2箇所 町外5箇所 チケット額面金額の7%	合併後に再編する。
	301			
9	とちぎ未来アシスト ネット事業に関する こと	学校と家庭・地域の効果的・効率的な連携協力を図り、子どもたちの生きる力を育むとともに、ボランティア活動をする地域住民等を支援し、地域ネットワークの充実と活力あるまちづくりを推進する。	関連事業 生涯学習推進事業	合併後すみやかに再編する。
	283			
10	図書館関係機関との 連絡調整に関する こと	図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。 ・日本図書館協会等 ・栃木県南公立図書館等連絡協議会等 ・学校図書館 ・読書団体等の協力団体	公民館図書館の関係機関及び協力団体等との連絡調整を行う。 ・栃木県南公立図書館等連絡協議会等 ・学校図書館	合併後すみやかに再編する。
	255			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
11	図書館サービスの内容 ・予約・リクエストサービス（本の予約・取寄せ・物流） ・相互貸借サービス（他の図書館等から資料を取り寄せ利用者への資料提供や貸出） ・レファレンス・サービス（図書館の資料等を活用し利用者の質問について資料提供や回答） ・インターネットサービス（館内備付のパソコンでのインターネット利用による情報提供） ・集会活動サービス（ボランティアと協力し、おはなし会や講演会などの催し物を開催） ・コピー（複写）サービス（著作権の範囲内で図書館資料のコピーを有料で実施） ・移動図書館車・配本・宅配サービス（移動図書館の巡回や学校・保育園・幼稚園への配本、図書館の来館できない人への宅配を実施） ・図書館の広報（図書館だより・広報とちぎ・ホームページでの広報を実施） ・研修、ボランティアの受け入れ（職場体験・インターネットシッ	公民館図書室でのサービス内容 ・予約・リクエストサービス（本の予約・取寄せ） ・相互貸借サービス（他の図書館等から資料を取寄せ利用者への資料提供や貸出） ・レファレンス・サービス（図書室の資料等を活用し利用者の質問について資料提供や回答） ・集会活動サービス（図書管理員がおはなし会を実施） ・公民館図書室の広報（広報いわふね・ホームページによる情報提供） ・職場体験の受入（研修・インターネットシッ	合併後すみやかに再編する。
	260		
12	図書館資料の受入等に関すること	現在策定中の栃木市図書館資料収集方針及び選定基準・廃棄方針及び、栃木市図書館管理運営マニュアルによる。	合併後すみやかに再編する。
	269		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

教育部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
13	図書館利用に関する こと	利用資格 ・館内閲覧は自由 ・一般貸出は市内在住・市内に通勤・通学の方 ・市と広域利用に関する協定に締結した市町在住の方 (広域利用者) 栃木県南図書館等連絡協議会管内市町在住の方 及び埼玉県加須市・群馬県板倉町 ・団体貸出は市内幼稚園・保育園・小中学校・読み聞かせボランティア団体等 貸出点数・期間 ・一般貸出 市内在住・市内に通勤通学の方 - 図書 2 週間で読める冊数・映像資料 5 点以内・音声資料 10 点以内・雑誌 10 点以内でそれぞれ 2 週間以内 ・広域利用者への貸出 - 図書・雑誌・視聴覚資料を合せて 10 点以内（うち音声資料は 3 点以内・映像資料は貸出不可）でそれぞれ 2 週間以内 ・団体貸出 100 点以内 1 か月以内 返却 ・閉館時は返却カウンターまで（貸出カード不要） ・閉館時は玄関前のブックポストへ（DVD・ビデオ・CD 等は破損・故障を防止するため直接返却カウンターへ）	利用資格 ・室内閲覧は自由 ・一般貸出は町内・栃木県南図書館等連絡協議会管内市町に在住の方及び町内に通勤・通学の方 ・団体貸出は町内保育園・小中学校・児童保育施設・社会教育団体 貸出点数・期間 ・町内在住・町内に通勤通学の方及び広域利用者 - 図書 5 点以内 2 週間以内 ・読み聞かせ大型絵本 - 読み聞かせを行っている個人及び団体を対象に 1 回につき 2 点以内 2 週間以内 返却 ・閉室時は返却カウンターまで（貸出カード不要） ・閉室時は玄関前のブックポストへ	合併後すみやかに再編する。

8. 合併時に廃止

No.	事務事業名	現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町	
1	公民館利用団体（登録）に関すること	公民館の利用を希望する団体の登録を行い、使用料の減免対象としている。利用団体は、文化関係団体、社会教育関係団体、社会体育関係団体、その他（PTA、単位子ども会育成会）である。【藤岡公民館】		
	6 3	なお、利用団体の登録については、使用料の見直しに併せて、平成 24 年度に廃止になる予定である。		